

0001 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の目的として、最も適切なものはどれか。

- ア. 多数の者が使用・利用する建築物の維持管理について環境衛生上必要な事項等を定め、衛生的環境の確保を通じて公衆衛生の向上・増進に資すること。
- イ. 建築物の耐震性能を全国一律に高め、地震による人的被害を防止すること。
- ウ. 建築設備の省エネルギー性能を評価し、温室効果ガス排出量を削減すること。
- エ. 建築物の所有権・賃借権の調整を通じて不動産取引の安全を確保すること。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。法第1条は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な事項等を定め、衛生的環境を確保し、公衆衛生の向上・増進に資することを目的としている。
- イ：誤り。耐震性能は建築基準法等の領域であり、建築物衛生法の目的ではない。
- ウ：誤り。省エネルギーは関連する管理上の論点になり得るが、法第1条の目的のものではない。
- エ：誤り。所有権・賃借権の調整は民法等の領域であり、本法の中心目的ではない。

総合解説：建築物衛生法は、建物の構造安全そのものよりも、多数の者が利用する建築物の維持管理を環境衛生の観点から規律する法律である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0002 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物衛生法上の「特定建築物」の定義について、正しいものはどれか。

- ア. すべての建築基準法上の建築物をいい、用途や規模による限定はない。
- イ. 多数の者が使用・利用し、維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして、用途や延べ面積等により政令で定められる建築物である。
- ウ. 空気調和設備を設けた建築物だけをいい、床面積は要件とされない。
- エ. 地方公共団体が条例で個別指定した建築物だけをいう。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。建築物衛生法の規制対象である特定建築物は、用途や規模等により限定される。
- イ：正しい。法第2条は基本的な定義を置き、具体的な用途・延べ面積等を政令に委任している。
- ウ：誤り。空気調和設備の有無だけで特定建築物となるわけではない。
- エ：誤り。特定建築物の基本的範囲は法律・政令で定められる。

総合解説：法第2条と施行令第1条を一体で理解することが重要である。法律が概念を定め、政令が用途・面積要件を具体化する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0003 建築物衛生法の体系・対象＞目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物衛生法の構成に関する記述として、正しいものはどれか。

- ア. 特定建築物の維持管理だけを規定し、事業者の登録制度は別法に委ねている。
- イ. 試験制度だけを規定し、建築物の維持管理基準は条例に全面委任している。
- ウ. 特定建築物等の維持管理に加え、建築物の衛生的環境確保に関する事業の登録制度や罰則も規定している。
- エ. 清掃とねずみ等防除だけを対象とし、空気環境や給排水は対象外である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。建築物衛生管理事業者の登録制度も同法に規定されている。
- イ：誤り。管理基準は法律・政令・省令等で具体化され、試験制度だけの法律ではない。
- ウ：正しい。法律には総則、特定建築物等の維持管理、事業の登録、雑則、罰則等の章が置かれている。
- エ：誤り。管理基準には空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除等が含まれる。

総合解説：試験では条文単体だけでなく、法律が「維持管理」「管理技術者」「事業登録」「監督・罰則」を一つの体系として構成している点を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0004 建築物衛生法の体系・対象＞目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

建築物衛生法における保健所の業務として、法に明記されているものはどれか。

- ア. すべての特定建築物について、所有者に代わって日常清掃を実施すること。
- イ. 建築物環境衛生管理技術者免状を直接交付すること。
- ウ. 特定建築物の固定資産税評価額を決定すること。
- エ. 多数の者が使用・利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及、相談対応及び必要な指導を行うこと。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。保健所が所有者に代わって日常清掃を行う制度ではない。
- イ：誤り。免状は厚生労働大臣が交付する。
- ウ：誤り。固定資産税評価は本法の業務ではない。
- エ：正しい。法第3条は、知識の普及、相談、環境衛生上必要な指導を保健所の業務としている。

総合解説：保健所は建築物衛生行政の現場窓口として、相談・指導や届出の実務に関与するが、維持管理業務そのものを代行する機関ではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0005 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：応用

特定建築物の範囲を定める法令の役割分担として、最も適切なものはどれか。

- ア. 法律が特定建築物の基本概念を定め、施行令が具体的な用途と延べ面積要件を定める。
- イ. 施行規則だけが特定建築物の概念から面積要件までをすべて定め、法律には規定がない。
- ウ. 厚生労働省のQ&Aが法律に代わって特定建築物を法的に定義する。
- エ. 各建築物の管理技術者が、建物ごとに特定建築物かどうかを自由に決定する。

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。法第2条が政令委任を含む基本定義を置き、施行令第1条が用途・面積要件を具体化している。

イ：誤り。基本概念は法律に規定されている。

ウ：誤り。Q&Aは解釈の参考にはなるが、法律・政令に代わる法規範ではない。

エ：誤り。法令上の要件により判断するもので、管理技術者の裁量で対象を決める制度ではない。

総合解説：法令階層を押さえると、数値基準や届出事項がどのレベルの法令に置かれているかを整理しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0006 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理基準が対象とする事項の組合せとして、正しいものはどれか。

- ア. 構造計算、耐震診断、建築確認、用途地域だけ。
- イ. 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除など。
- ウ. 賃貸借契約、登記、固定資産税、相続だけ。
- エ. 防火管理者の選任、危険物貯蔵、消防設備点検だけ。

答え・解説 正答：イ

ア：誤り。これらは主に建築基準法等の構造・都市計画分野である。

イ：正しい。法第4条第2項に、空気環境、給排水、清掃、ねずみ・昆虫等防除その他必要な措置が掲げられている。

ウ：誤り。民事・税務上の事項であり建築物環境衛生管理基準の内容ではない。

エ：誤り。消防関係法令の重要事項だが、建築物環境衛生管理基準の列举内容そのものではない。

総合解説：管理基準は「空気・水・清掃・害虫等」という環境衛生上の維持管理を横断的に扱う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0007 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

建築物環境衛生管理基準への適合に関する説明として、正しいものはどれか。

- ア. 特定建築物も特定建築物以外も、管理基準への適合は完全に任意である。
- イ. 特定建築物以外の多数利用建築物にのみ法的義務があり、特定建築物には義務がない。
- ウ. 特定建築物の維持管理権原者には基準に従う義務があり、特定建築物以外でも多数の者が使用・利用する建築物には基準に従うよう努める義務がある。
- エ. 管理基準は国・地方公共団体が所有する建築物にしか適用されない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。特定建築物には明確な維持管理義務がある。
- イ：誤り。義務関係が逆である。
- ウ：正しい。法第4条第1項が特定建築物の義務、第3項がその他の多数利用建築物の努力義務を定める。
- エ：誤り。所有主体だけで適用が限定される制度ではない。

総合解説：「義務」と「努力義務」の違いは頻出論点である。特定建築物の維持管理権原者は管理基準に従わなければならない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0008 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物衛生法上の「特定建築物維持管理権原者」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者をいう。
- イ. 特定建築物を利用するすべての来館者をいう。
- ウ. 当該建築物を設計した一級建築士だけをいう。
- エ. 所有者、占有者その他の者で、その特定建築物の維持管理について権原を有する者をいう。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。管理技術者は選任されて監督を行う専門職であり、維持管理権原者と同義ではない。
- イ：誤り。利用者一般はこの用語の定義に含まれない。
- ウ：誤り。設計者であることは維持管理権原者の要件ではない。
- エ：正しい。管理基準に従った維持管理の義務主体は、所有者・占有者その他の維持管理について権原を有する者である。

総合解説：「所有者等」と「維持管理権原者」と「管理技術者」は役割が異なる。誰にどの義務が課されるかを区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0009 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：応用

建築物衛生法上の「特定建築物所有者等」に関する説明として、正しいものはどれか。

- ア. 原則は所有者であるが、所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、その者をいう。
- イ. 建築物の一部を清掃する委託業者は、委託範囲にかかわらず必ず特定建築物所有者等となる。
- ウ. テナントの従業員は、建物を使用するだけで必ず特定建築物所有者等となる。
- エ. 建築物環境衛生管理技術者は、選任された時点で当然に特定建築物所有者等となる。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。法第5条は、所有者以外に全部の管理について権原を有する者がある場合、その者を特定建築物所有者等として扱う。
- イ：誤り。部分的な業務委託だけで、建物全部の管理権原を有する者になるとは限らない。
- ウ：誤り。単に使用する立場であることだけでは「所有者等」には該当しない。
- エ：誤り。管理技術者は監督を担う者であり、選任だけで所有者等になるわけではない。

総合解説：所有者以外の者が「全部の管理について権原」を有するかがポイントで、単なる個別業務の受託とは区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0010 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理基準に適合していない特定建築物について、行政措置との関係を説明したものとして適切なものはどれか。

- ア. 基準値を一度でも外れれば、必ず即時に建築物全体の使用が永久禁止される。
- イ. 基準不適合だけで直ちに改善命令等となるとは限らず、健康を損なうおそれ等の環境衛生上著しく不適当な事態が認められる場合に改善命令等が問題となる。
- ウ. 基準不適合があっても、都道府県知事は一切の行政措置を行うことができない。
- エ. 改善命令等を行えるのは建築物環境衛生管理技術者だけである。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。基準不適合だけで自動的・永久的な全面使用禁止となる制度ではない。
- イ：正しい。厚生労働省は、基準違反に加え、人の健康を損なうおそれ等の事態がある場合に改善命令等が可能と整理している。
- ウ：誤り。一定の要件の下で都道府県知事は改善命令や使用停止・制限を行うことができる。
- エ：誤り。管理技術者は意見を述べる立場であり、行政命令権者ではない。

総合解説：管理基準の数値と行政処分の要件を混同しないこと。違反の存在と環境衛生上著しく不適当な事態の存在を整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0011 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：基礎

建築物環境衛生管理技術者免状を交付する主体として正しいものはどれか。

- ア. 都道府県知事。
- イ. 建築物の所有者。
- ウ. 厚生労働大臣。
- エ. 所轄消防署長。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。都道府県知事は届出・監督等に関与するが、免状の交付主体ではない。
- イ：誤り。所有者等は管理技術者を選任するが、免状を交付しない。
- ウ：正しい。法第7条により、免状は厚生労働大臣が交付する。
- エ：誤り。消防署長は本法の免状交付主体ではない。

総合解説：行政主体は混同しやすい。免状交付は厚生労働大臣、特定建築物の届出は都道府県知事等が中心となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0012 建築物衛生法の体系・対象 > 目的・用語・法体系 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理技術者免状の交付対象に関する説明として正しいものはどれか。

- ア. 建築士試験に合格した者だけが、自動的に免状交付対象となる。
- イ. 特定建築物で1年間勤務した者は、試験や講習要件に関係なく自動交付される。
- ウ. 都道府県への届出を行った建物所有者は、申請なしに免状を取得できる。
- エ. 法定要件を満たして登録講習会の課程を修了した者、または建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者が対象となる。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。建築士資格だけで自動的に本免状が交付される制度ではない。
- イ：誤り。単なる勤務期間だけで自動交付されない。
- ウ：誤り。所有者としての届出と個人の免状取得は別制度である。
- エ：正しい。法第7条第1項は、所定の講習会修了者と試験合格者を免状交付の対象としている。

総合解説：管理技術者制度は、専門知識・技能を確認する講習または国家試験と免状交付を組み合わせた仕組みである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0013 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：標準

施行令上、専ら第一条学校等に該当する場合を除き、特定用途に供される部分の延べ面積が原則として何m<sup>2</sup>以上で特定建築物となるか。

- ア．一般の特定用途は3,000m<sup>2</sup>以上であり、専ら第一条学校等は8,000m<sup>2</sup>以上である。
- イ．一般の特定用途は1,000m<sup>2</sup>以上であり、学校用途も同じ1,000m<sup>2</sup>以上である。
- ウ．一般の特定用途は5,000m<sup>2</sup>以上であり、学校用途だけ3,000m<sup>2</sup>以上である。
- エ．一般の特定用途も専ら第一条学校等も一律8,000m<sup>2</sup>以上である。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。施行令第1条は、列挙された特定用途に供される部分の延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物を対象とする。
- イ：誤り。1,000m<sup>2</sup>は施行令第1条の一般的な面積要件ではない。
- ウ：誤り。現行の一般的な面積要件は5,000m<sup>2</sup>ではない。
- エ：誤り。8,000m<sup>2</sup>は専ら第一条学校等に供される建築物についての面積要件である。

総合解説：面積要件は、一般の特定用途が3,000m<sup>2</sup>以上、専ら第一条学校等の場合が8,000m<sup>2</sup>以上という対比で覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0014 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：基礎

専ら学校教育法第1条に規定する学校または幼保連携型認定こども園の用途に供される建築物が、特定建築物となる面積要件として正しいものはどれか。

- ア．延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上。
- イ．延べ面積8,000m<sup>2</sup>以上。
- ウ．延べ面積1,500m<sup>2</sup>以上。
- エ．延べ面積10,000m<sup>2</sup>超。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。3,000m<sup>2</sup>以上は一般の特定用途や第一条学校等以外の学校等で用いられる基準である。
- イ：正しい。専ら第一条学校等に供される建築物は8,000m<sup>2</sup>以上が要件である。
- ウ：誤り。そのような基準は施行令第1条にない。
- エ：誤り。10,000m<sup>2</sup>超という要件ではない。

総合解説：学校関係は一律3,000m<sup>2</sup>ではない。「専ら第一条学校等」は8,000m<sup>2</sup>以上という例外的な面積要件を持つ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0015 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：応用

施行令第1条に列挙される特定用途に該当するものはどれか。

- ア. 専用の自動車整備工場。
- イ. 一般の神社本殿。
- ウ. 事務所。
- エ. 専用の変電所。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。専用の工場は施行令第1条の列挙用途ではない。
- イ：誤り。神社本殿は列挙された特定用途ではない。
- ウ：正しい。店舗または事務所は施行令第1条の特定用途である。
- エ：誤り。専用の変電所は列挙された特定用途ではない。

総合解説：特定用途には、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、一定の学校、旅館が含まれる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0016 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：標準

研修所として使用される建築物について、特定用途の面積が3,200m<sup>2</sup>である。施行令上の扱いとして適切なものはどれか。

- ア. 研修所は学校という名称を含まないため、常に特定用途から除外される。
- イ. 研修所は第一条学校等と同じく、8,000m<sup>2</sup>以上でなければ特定建築物にならない。
- ウ. 研修所は旅館として扱われるため、宿泊設備がなければ特定建築物にならない。
- エ. 研修所は第一条学校等以外の学校として特定用途に含まれ、面積要件を満たせば特定建築物となり得る。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。施行令は研修所を明示的に含めている。
- イ：誤り。8,000m<sup>2</sup>基準は専ら第一条学校等に供される建築物に適用される。
- ウ：誤り。研修所は旅館として扱うのではなく、学校関係の特定用途として規定される。
- エ：正しい。施行令第1条第3号は、第一条学校等以外の学校に研修所を含むと明記する。

総合解説：「学校」の区分では、第一条学校等と、それ以外の学校・研修所の面積要件を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0017 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：基礎

事務所の専用部分Aが2,400m<sup>2</sup>、これに附随する廊下・階段等Bが400m<sup>2</sup>、附属する倉庫等Cが300m<sup>2</sup>、独立した特定用途外部分Dが900m<sup>2</sup>の建築物がある。厚生労働省Q&Aの考え方による特定用途関係部分の面積はどれか。

- ア. 3,100m<sup>2</sup> (A+B+C)。
- イ. 2,400m<sup>2</sup> (Aのみ)。
- ウ. 4,000m<sup>2</sup> (A+B+C+D)。
- エ. 2,800m<sup>2</sup> (A+Bのみ)。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。Q&Aでは、専ら特定用途の部分A、これに附随する共用部分B、附属する部分Cを合計して判断する。
- イ：誤り。附随部分・附属部分を考慮せずAだけで判断するものではない。
- ウ：誤り。専ら特定用途以外の独立部分Dは、A+B+Cの算定に含めない。
- エ：誤り。附属する部分Cも算定に含める。

総合解説：複合用途の面積算定では、名称だけでなく、特定用途に附随・附属する部分を適切に含めて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0018 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：標準

共同住宅のみからなる延べ面積5,000m<sup>2</sup>の建築物について、現行施行令第1条の特定用途との関係で最も適切なものはどれか。

- ア. 3,000m<sup>2</sup>以上なので、用途にかかわらず必ず特定建築物となる。
- イ. 共同住宅は施行令第1条の特定用途として列举されていないため、共同住宅のみであることを理由に特定建築物にはならない。
- ウ. 共同住宅は旅館と同一視されるため、必ず特定建築物となる。
- エ. 共同住宅は第一条学校等と同じ8,000m<sup>2</sup>基準が適用される。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。3,000m<sup>2</sup>という面積だけでなく、施行令上の特定用途に該当することが必要である。
- イ：正しい。法第2条の例示には共同住宅等があるが、具体的対象は政令で定められ、現行施行令第1条の列举用途に共同住宅はない。
- ウ：誤り。共同住宅を当然に旅館と同一視する規定はない。
- エ：誤り。共同住宅に8,000m<sup>2</sup>基準を適用する規定はない。

総合解説：法律の抽象的定義・例示と、施行令が定める具体的な対象用途を区別することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0019 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：応用

駅舎内に店舗・事務所があり、その特定用途関係部分の面積が3,000m<sup>2</sup>以上となる場合の扱いとして、厚生労働省Q&Aに照らして適切なものはどれか。

- ア．駅舎は建築物衛生法上、どのような用途構成でも絶対に特定建築物にならない。
- イ．駅舎は面積にかかわらず、すべて第一条学校等として扱う。
- ウ．駅という名称だけで一律除外されず、店舗・事務所等の特定用途部分が面積要件を満たせば特定建築物に該当する場合がある。
- エ．駅舎は鉄道事業者が所有する限り、用途・面積にかかわらず必ず特定建築物になる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。駅舎内の特定用途部分の状況により該当する場合がある。
- イ：誤り。駅舎を学校として扱う規定はない。
- ウ：正しい。駅施設の一部は建築基準法上の建築物でない等の事情があるが、駅舎内の店舗・事務所等が要件を満たす場合は該当し得る。
- エ：誤り。所有者の属性だけで特定建築物に決まるものではない。

総合解説：具体例では「施設名」だけでなく、建築物性、用途、特定用途関係部分の面積を順に確認する。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0020 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：標準

延べ面積4,000m<sup>2</sup>の自然科学系研究所について、厚生労働省Q&Aの一般的な取扱いとして適切なものはどれか。

- ア．研究所という名称であれば、すべて事務所として特定建築物になる。
- イ．研究所はすべて学校として扱い、8,000m<sup>2</sup>未満なら必ず対象外となる。
- ウ．研究所はすべて旅館として扱われる。
- エ．特殊な環境にあるものが多いため、一般に特定建築物から除外される。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。研究所という名称だけで一律に事務所扱いするものではない。
- イ：誤り。学校として一律処理する規定はない。
- ウ：誤り。旅館とは用途が異なる。
- エ：正しい。厚生労働省Q&Aでは、自然科学系統の研究所は特殊な環境にあるものが多く、一般に除外されるとしている。

総合解説：人文・社会科学系研究所は事務所に該当し得る一方、自然科学系研究所は一般に除外されるという具体例を押さえる。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0021 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：基礎

延べ面積3,500m<sup>2</sup>のフィットネスクラブについて、厚生労働省Q&Aに照らした説明として最も適切なものはどれか。

- ア．一般には特定建築物に該当しないが、娯楽性が極めて強く遊技場と同視できるような場合には該当し得る。
- イ．3,000m<sup>2</sup>以上であれば用途に関係なく必ず特定建築物となる。
- ウ．運動施設はすべて興行場として扱われるため、必ず特定建築物となる。
- エ．フィットネスクラブは第一条学校等に該当するため、8,000m<sup>2</sup>未満では常に対象外となる。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。Q&Aはフィットネスクラブを一般には対象外としつつ、遊技場と同視できる場合の可能性を示している。
- イ：誤り。面積だけでなく特定用途への該当性が必要である。
- ウ：誤り。運動施設を当然に興行場とするものではない。
- エ：誤り。第一条学校等として扱う制度ではない。

総合解説：具体的施設では、実態が施行令上の用途に該当するかを検討する。単なる面積比較だけでは足りない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0022 建築物衛生法の体系・対象 > 特定建築物・特定用途 | 難易度：標準

次のうち、施行令第1条の特定用途だけで構成される組合せはどれか。

- ア．工場・倉庫・発電所・寺院。
- イ．百貨店・図書館・美術館・旅館。
- ウ．共同住宅・駐車場・駅ホーム・変電所。
- エ．病院・浄水場・下水処理場・製造工場。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。これらは施行令第1条に列挙された特定用途だけの組合せではない。
- イ：正しい。百貨店、図書館、美術館、旅館はいずれも施行令第1条に列挙されている。
- ウ：誤り。共同住宅等は現行施行令第1条の特定用途として列挙されていない。
- エ：誤り。これらは施行令第1条に列挙された特定用途だけの組合せではない。

総合解説：特定用途の列挙は、面積要件とセットで正確に押さえる。類似しそうな施設を推測で加えないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0023 建築物衛生法の体系・対象＞届出・帳簿・保存 | 難易度：標準

特定建築物が使用されるに至った場合、特定建築物所有者等が行う届出の期限として正しいものはどれか。

- ア．使用開始日から7日以内。
- イ．使用開始日から3か月以内。
- ウ．使用開始日から1か月以内。
- エ．最初の年度末まで。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。7日以内ではない。
- イ：誤り。3か月以内ではない。
- ウ：正しい。法第5条第1項により、使用開始日から1か月以内に所定事項を届け出る。
- エ：誤り。年度末までという期限ではない。

総合解説：新規使用、後から特定建築物に該当した場合、届出事項変更・非該当化のいずれも「1か月以内」が重要な基準である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0024 建築物衛生法の体系・対象＞届出・帳簿・保存 | 難易度：基礎

既存建築物が増築により新たに特定建築物の面積要件を満たした。届出に関する対応として適切なのはどれか。

- ア．新築ではないので届出は不要である。
- イ．増築後5年以内に届け出ればよい。
- ウ．管理技術者が任意に判断し、届出時期を決める。
- エ．特定建築物に該当することとなった日から1か月以内に届け出る。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。既存建物でも後発的に要件を満たせば届出対象となる。
- イ：誤り。5年以内ではなく1か月以内である。
- ウ：誤り。法定期限は管理技術者の裁量事項ではない。
- エ：正しい。法第5条第2項は、用途変更や増築等により新たに特定建築物となった場合にも届出を求める。

総合解説：特定建築物への該当は建築時点だけで固定されない。政令改正、用途変更、増築等による新規該当も届出対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0025 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：応用

特定建築物の用途や構造設備の概要、管理技術者など届出事項に変更が生じた場合の対応として正しいものはどれか。

- ア. 変更日から1か月以内に届け出る。
- イ. 次回の空気環境測定時にまとめて報告すればよい。
- ウ. 変更があっても、特定建築物である限り届出は不要である。
- エ. 変更から1年以内に管理技術者が口頭報告すれば足りる。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。法第5条第3項により、届出事項に変更があったときは1か月以内に届出が必要である。
- イ：誤り。空気環境測定の時期とは連動しない。
- ウ：誤り。法定届出事項の変更は届出対象となる。
- エ：誤り。1年以内でも口頭報告でも足りない。

総合解説：管理技術者の交代も届出事項の変更に当たり得るため、期限管理が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0026 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：標準

用途変更や規模縮小により建築物が特定建築物に該当しなくなった場合、特定建築物所有者等の対応として適切なものはどれか。

- ア. 届出は不要で、帳簿を廃棄するだけでよい。
- イ. 該当しなくなった日から1か月以内に、その旨を届け出る。
- ウ. 10年以内に届出すればよい。
- エ. 建物の滅失時だけ届出が必要で、用途変更による非該当化は対象外である。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。非該当化も届出事項である。
- イ：正しい。法第5条第3項は、用途変更等により特定建築物に該当しなくなった場合の届出も規定する。
- ウ：誤り。10年という期限ではない。
- エ：誤り。用途変更、廃止、滅失、規模縮小等による非該当化が対象となる。

総合解説：「特定建築物になったとき」だけでなく「特定建築物でなくなったとき」も法定届出がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0027 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：基礎

特定建築物の使用開始時の届出事項に含まれるものはどれか。

- ア. 全利用者の氏名と住所。
- イ. 建築物の固定資産税評価額。
- ウ. 建築物環境衛生管理技術者の氏名等。
- エ. 全テナント従業員の健康診断結果。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。全利用者の個人情報届出事項ではない。
- イ：誤り。固定資産税評価額は届出事項ではない。
- ウ：正しい。規則第1条に基づく届出事項には、管理技術者の氏名等が含まれる。
- エ：誤り。従業員の健康診断結果は本法の使用開始届の事項ではない。

総合解説：名称、所在場所、用途、特定用途部分の延べ面積、構造設備の概要、維持管理権原者、所有者等、管理技術者、使用開始日などが主要な届出事項である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0028 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：標準

空気環境の調整、給排水、清掃、ねずみ等防除の状況や測定・検査結果などを記載した帳簿書類の保存期間として正しいものはどれか。

- ア. 1年間。
- イ. 3年間。
- ウ. 永久保存。
- エ. 5年間。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。1年間では短い。
- イ：誤り。3年間ではない。
- ウ：誤り。これらの記録は原則として永久保存ではなく5年間である。
- エ：正しい。規則第20条に基づき、これらの維持管理記録は5年間保存する。

総合解説：帳簿書類の保存期間は種類ごとに異なる。日常の維持管理記録は5年間、図面等は別扱いである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0029 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：応用

特定建築物の平面図、断面図、維持管理に関する設備の配置・系統を明らかにした図面の保存について、厚生労働省の整理として正しいものはどれか。

- ア. 建築物の維持管理上継続して必要となる図面として、いわゆる半永久保存とされる。
- イ. 空気環境測定記録と同様に、必ず2か月で廃棄する。
- ウ. 保存義務は一切なく、使用開始届の提出と同時に廃棄できる。
- エ. 必ず5年間で廃棄しなければならない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。平面図、断面図、設備の配置・系統図は厚生労働省資料で（半）永久保存と整理されている。
- イ：誤り。2か月は空気環境測定の頻度に関する数値であり、図面保存期間ではない。
- ウ：誤り。図面類も備付け対象である。
- エ：誤り。維持管理記録の5年間とは区別される。

総合解説：帳簿保存では「5年間」と「継続保管する図面」を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0030 建築物衛生法の体系・対象 > 届出・帳簿・保存 | 難易度：標準

管理技術者が二以上の特定建築物を兼任する際に作成する「業務の遂行に支障がないこと」の確認書について、保存期間として適切なのはどれか。

- ア. 作成後1か月だけ。
- イ. その管理技術者が二以上の特定建築物を兼任している間。
- ウ. 作成後一律5年間だけで、兼任継続中でも廃棄できる。
- エ. 保健所へ提出した時点で直ちに廃棄する。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。1か月だけではない。
- イ：正しい。規則第20条および厚生労働省Q&Aでは、兼任している間の保存が必要とされる。
- ウ：誤り。兼任継続中に一律5年で廃棄する扱いではない。
- エ：誤り。確認書は備付け・保存が必要である。

総合解説：兼任確認書は通常の5年保存書類とは別の保存期間である点が試験上の注意点である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0031 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：基礎

空調設備を設けている特定建築物の居室における浮遊粉じんの量の管理基準として正しいものはどれか。

- A. 0.015 mg/m<sup>3</sup>以下とし、現行基準の10分の1の値を用いる。
- I. 0.5 mg/m<sup>3</sup>以下とし、0.15 mg/m<sup>3</sup>より緩い値を用いる。
- U. 0.15 mg/m<sup>3</sup>以下とする。
- E. 1.5 mg/m<sup>3</sup>以下とし、現行基準の10倍の値を用いる。

答え・解説 正答：U

- A：誤り。0.015 mg/m<sup>3</sup>ではない。
- I：誤り。0.5 mg/m<sup>3</sup>では基準を超える。
- U：正しい。浮遊粉じんの量は0.15 mg/m<sup>3</sup>以下が基準である。
- E：誤り。1.5 mg/m<sup>3</sup>では基準を大きく超える。

総合解説：空気環境の数値基準は、浮遊粉じん0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、CO 6 ppm以下、CO<sub>2</sub> 1000 ppm以下などを正確に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0032 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

令和4年4月1日以降の一酸化炭素の含有率の管理基準として正しいものはどれか。

- A. 10 ppm以下とする。これは2022年3月31日までの旧基準である。
- I. 20 ppm以下とする。これは旧制度にあった外気条件による特例値である。
- U. 1000 ppm以下とする。これは二酸化炭素の基準値との混同である。
- E. 6 ppm以下とする。これが2022年4月1日以降の現行基準である。

答え・解説 正答：E

- A：誤り。10 ppm以下は改正前の基準である。
- I：誤り。旧制度にあった外気条件による20 ppmの特例は廃止されている。
- U：誤り。1000 ppmは二酸化炭素の基準値である。
- E：正しい。令和4年4月1日以降は一酸化炭素6 ppm以下である。

総合解説：旧基準を混在させないことが重要である。現行のCO基準は6 ppm以下で、旧特例は廃止されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0033 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

二酸化炭素の含有率の管理基準として正しいものはどれか。

- ア. 1000 ppm以下とする。これが二酸化炭素の現行管理基準である。
- イ. 500 ppm以下とする。現行基準より不必要に厳しい値である。
- ウ. 6000 ppm以下とする。現行基準を大幅に超える値である。
- エ. 0.1 ppm以下とする。一酸化炭素等とも整合しない不適切な桁である。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。二酸化炭素は1000 ppm以下が基準である。
- イ：誤り。500 ppm以下ではない。
- ウ：誤り。6000 ppm以下では基準を大きく上回る。
- エ：誤り。0.1 ppm以下は二酸化炭素の基準ではない。

総合解説：CO<sub>2</sub>は換気状態の評価に重要で、建築物環境衛生管理基準では1000 ppm以下とされる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0034 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：基礎

令和4年4月1日以降の空気調和設備を設けた居室の温度基準として正しいものはどれか。

- ア. 17℃以上28℃以下とする。これは2022年3月31日までの旧基準である。
- イ. 18℃以上28℃以下とする。これが2022年4月1日以降の現行基準である。
- ウ. 18℃以上30℃以下とする。下限は合うが上限が現行基準と異なる。
- エ. 20℃以上25℃以下とする。快適域の例を法定管理基準と取り違えている。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。17℃以上28℃以下は改正前の基準である。
- イ：正しい。現行基準は18℃以上28℃以下である。
- ウ：誤り。上限は30℃ではなく28℃である。
- エ：誤り。20～25℃に限定する基準ではない。

総合解説：温度下限は令和4年4月1日に17℃から18℃へ改正された。上限28℃は維持されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0035 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：応用

空気調和設備を設けた居室の相対湿度と気流の管理基準の組合せとして正しいものはどれか。

- ア．相対湿度20～90%、気流1.5 m/s以下とする。いずれも現行管理基準とは異なる。
- イ．相対湿度50～80%、気流2.0 m/s以下とする。いずれも現行管理基準とは異なる。
- ウ．相対湿度40～70%、気流0.5 m/s以下とする。これが現行管理基準の組合せである。
- エ．相対湿度30～60%、気流5.0 m/s以下とする。湿度範囲・気流上限とも基準外である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。いずれも基準値と異なる。
- イ：誤り。いずれも基準値と異なる。
- ウ：正しい。相対湿度は40～70%、気流は0.5 m/s以下である。
- エ：誤り。いずれも基準値と異なる。

総合解説：温湿度・気流は快適性と衛生管理の基本数値である。単位を含めて正確に覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0036 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

ホルムアルデヒドの量の管理基準として正しいものはどれか。

- ア．1.0 mg/m<sup>3</sup>以下。
- イ．0.01 ppm以下だけが規定され、質量濃度基準はない。
- ウ．1000 ppm以下。
- エ．0.1 mg/m<sup>3</sup>以下（おおむね0.08 ppm以下）。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。1.0 mg/m<sup>3</sup>では基準の10倍である。
- イ：誤り。質量濃度0.1 mg/m<sup>3</sup>以下が明示されている。
- ウ：誤り。1000 ppmは二酸化炭素の基準値である。
- エ：正しい。ホルムアルデヒドは0.1 mg/m<sup>3</sup>以下（0.08 ppm以下）が基準である。

総合解説：ホルムアルデヒドは通常の6項目とは測定時期も異なるため、基準値と測定ルールを合わせて整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0037 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：基礎

機械換気設備を設けている場合に、居室で管理基準の対象となる5項目の組合せとして適切なものはどれか。

- ア. 浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、気流、ホルムアルデヒド。
- イ. 温度、相対湿度、照度、騒音、振動。
- ウ. 温度、相対湿度、浮遊粉じん、照度、臭気。
- エ. 一酸化炭素、温度、相対湿度、給水量、排水量。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。機械換気設備では温度・湿度調節機能がないため、浮遊粉じん、CO、CO<sub>2</sub>、気流、ホルムアルデヒドの5項目が対象となる。
- イ：誤り。温度・相対湿度は機械換気設備に対するこの5項目には含まれない。
- ウ：誤り。照度・臭気はこの5項目の列举ではない。
- エ：誤り。給排水量は空気環境基準の項目ではない。

総合解説：空調和設備は7項目、機械換気設備は温度・相対湿度を除く5項目という整理が有効である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0038 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流について、特定建築物の空気環境測定の基本頻度として正しいものはどれか。

- ア. 7日以内ごとに1回。
- イ. 2か月以内ごとに1回。
- ウ. 6か月以内ごとに1回。
- エ. 1年以内ごとに1回。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。7日以内ごとは残留塩素検査等で用いられる頻度である。
- イ：正しい。これらの空気環境測定は2か月以内ごとに1回行う。
- ウ：誤り。6か月以内ごとではない。
- エ：誤り。1年以内ごとではない。

総合解説：頻度問題では対象項目を確認する。通常の空気環境6項目は2か月以内ごとに1回である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0039 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：応用

空気環境測定の測定位置として、厚生労働省が示す方法に合致するものはどれか。

- ア. 建物外部の地上10mだけで測定する。
- イ. 各階の機械室内で、床上3m以上の位置だけで測定する。
- ウ. 通常の使用時間中に、各階ごと、居室中央部の床上75cm以上150cm以下の位置。
- エ. 屋上の給水タンク内で測定する。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。外気だけを測定する方法ではない。
- イ：誤り。居室中央部で所定高さにおいて測定する。
- ウ：正しい。通常使用時間中、各階ごと、居室中央部、床上75～150cmが基本である。
- エ：誤り。給水タンクは空気環境測定位置ではない。

総合解説：測定値だけでなく、測定時刻・階・位置が適正でなければ管理基準の評価として不十分になる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0040 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

新築した特定建築物のホルムアルデヒド測定時期として、現行基準に合致するものはどれか。

- ア. 使用開始から毎週1回、年間を通じて行う。
- イ. 竣工前に1回だけ行えば、使用開始後は不要である。
- ウ. 10年ごとに冬季だけ1回行う。
- エ. 使用開始後、直近の6月1日から9月30日までの間に1回。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。毎週測定する制度ではない。
- イ：誤り。使用開始後の所定期間に測定する。
- ウ：誤り。10年ごと・冬季という規定ではない。
- エ：正しい。新築等の使用開始後、直近の6月1日～9月30日に1回測定する。

総合解説：ホルムアルデヒドは新築、増築、大規模修繕・模様替え後に特有の測定時期が設定されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0041 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：基礎

1日の使用時間中の平均値をもって管理基準と比較する項目の組合せとして正しいものはどれか。

- ア. 浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素。
- イ. 温度、相対湿度、気流のみ。
- ウ. ホルムアルデヒド、照度、騒音。
- エ. 残留塩素、pH、濁度。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。厚生労働省は浮遊粉じん、CO、CO<sub>2</sub>を1日の使用時間中の平均値で基準と比較している。
- イ：誤り。温度・相対湿度・気流について同じ注記ではない。
- ウ：誤り。照度・騒音はこの空気環境基準の平均値注記の対象ではない。
- エ：誤り。給水・雑用水の項目であり、空気環境の3項目ではない。

総合解説：評価方法も出題対象となる。数値基準だけでなく「平均値で比較する項目」を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0042 建築物環境衛生管理基準 > 空気環境に関する基準 | 難易度：標準

建築物衛生法上の空気調和設備に関する説明として適切なものはどれか。

- ア. 温度調節機能だけがあれば、外気導入の有無にかかわらず必ず空気調和設備である。
- イ. 空気の浄化、温度調節、湿度調節、流量調節の4機能を備える設備であり、複数設備でこれらを一体的に満たす場合も空気調和設備とみなし得る。
- ウ. 家庭用ルームエアコンは外気導入機能がなくても常に法上の空気調和設備に該当する。
- エ. 給水・排水・照明・昇降機の4機能を備える設備をいう。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。4機能の一つでも欠けば、単独では法上の空気調和設備に該当しない。
- イ：正しい。空気調和設備は浄化、温度、湿度、流量の4機能を持ち、複数設備の一体的構成も考慮される。
- ウ：誤り。外気導入機能のない家庭用ルームエアコンは、法上の空気調和設備・機械換気設備に該当しないとされる。
- エ：誤り。列挙した機能は空気調和設備の定義ではない。

総合解説：設備名称ではなく機能で判断する。外気導入を前提とする浄化機能の有無も重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0043 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：標準

飲料水の給水栓における残留塩素の管理として、通常時の基準に合致するものはどれか。

- ア. 遊離残留塩素0.01 ppm以上、結合残留塩素0.04 ppm以上。
- イ. 遊離残留塩素0.5 ppm以下、結合残留塩素1.0 ppm以下。
- ウ. 遊離残留塩素0.1 ppm以上、結合残留塩素0.4 ppm以上。
- エ. 遊離残留塩素1.5 ppm以上だけを規定し、結合残留塩素は規定しない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。基準値が1桁小さい。
- イ：誤り。基準は下限値として規定され、示された数値も異なる。
- ウ：正しい。通常時は遊離残留塩素0.1 ppm以上、結合残留塩素0.4 ppm以上に保持する。
- エ：誤り。結合残留塩素についても基準がある。

総合解説：残留塩素は通常時と汚染のおそれがある場合で必要濃度が異なるため、セットで整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0044 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：基礎

供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合の残留塩素基準として正しいものはどれか。

- ア. 遊離残留塩素0.1 ppm以上、結合残留塩素0.4 ppm以上で通常時と全く同じ。
- イ. 遊離残留塩素2.0 ppm以下、結合残留塩素0.15 ppm以下。
- ウ. 残留塩素管理は行わず、濁度だけを確認する。
- エ. 遊離残留塩素0.2 ppm以上、結合残留塩素1.5 ppm以上。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。これは通常時の基準であり、汚染リスク時には強化される。
- イ：誤り。上限値として示されたものではなく、数値も異なる。
- ウ：誤り。残留塩素の確保が必要である。
- エ：正しい。汚染のおそれがある場合は、遊離0.2 ppm以上、結合1.5 ppm以上に強化される。

総合解説：衛生リスクが高い場合には消毒水準を上げる。通常値との取り違えに注意する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0045 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：応用

給水栓における残留塩素の検査頻度として正しいものはどれか。

- ア. 7日以内ごとに1回。
- イ. 2か月以内ごとに1回。
- ウ. 6か月以内ごとに1回。
- エ. 1か月以内ごとに1回。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。残留塩素は7日以内ごとに1回検査する。
- イ：誤り。2か月以内ごとは空気環境測定の代表的な頻度である。
- ウ：誤り。6か月以内ごとではない。
- エ：誤り。1か月以内ごとではない。残留塩素は7日以内ごとに1回検査する。

総合解説：頻度は分野横断で混同しやすい。残留塩素は7日以内、空気環境は2か月以内が基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0046 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：標準

飲料水用の貯水槽の清掃頻度として正しいものはどれか。

- ア. 1か月以内ごとに1回。
- イ. 1年以内ごとに1回。
- ウ. 2年以内ごとに1回。
- エ. 10年以内ごとに1回。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。毎月清掃を義務づける基準ではない。
- イ：正しい。貯水槽の清掃は1年以内ごとに1回行う。
- ウ：誤り。2年では長すぎる。
- エ：誤り。10年ではない。

総合解説：飲料水の汚染防止では、貯水槽の点検とともに年1回以内の清掃が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0047 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：基礎

飲料水により人の健康を害するおそれがあることを知った場合の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 次回の定期水質検査まで給水を継続する。
- イ. 給水は継続し、1年後に貯水槽を清掃する。
- ウ. 直ちに給水を停止し、関係者に周知する。
- エ. 管理技術者の記録だけに残し、利用者には知らせない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。健康被害のおそれがある状態で給水継続すべきではない。
- イ：誤り。年次清掃を待つ対応ではない。
- ウ：正しい。健康被害のおそれを知った場合は、直ちに給水停止と関係者への周知が必要である。
- エ：誤り。関係者への周知も必要である。

総合解説：緊急時は通常の検査・清掃周期よりも安全確保が優先される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0048 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：標準

水道事業者の配水管からの水をいったん受水槽に貯めて建築物内へ供給する場合、受水槽以降の設備について正しい説明はどれか。

- ア. 配水管に接続されているため、受水槽以降もすべて水道法上の給水装置であり建築物衛生法の管理対象外である。
- イ. 受水槽以降は排水設備として扱う。
- ウ. 受水槽以降は空気調和設備として扱う。
- エ. 水道法第3条第9項の給水装置以外の給水に関する設備に当たり、建築物衛生法上の飲料水管理の対象となる。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。配水管から直接連続する給水装置とは区別される。
- イ：誤り。給水設備であって排水設備ではない。
- ウ：誤り。空気調和設備の定義とは関係しない。
- エ：正しい。受水槽を介した場合、受水槽以降は水道法上の給水装置以外の給水設備として建築物衛生法の管理対象となる。

総合解説：給水方式の違いにより、どの法令・基準で管理されるかを判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0049 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：応用

水道または専用水道から供給される水のみを水源とする飲料水について、一般的な定期水質検査の基本頻度として正しいものはどれか。

- ア．主要項目は6か月ごとに1回。
- イ．毎日1回、全項目を検査する。
- ウ．5年ごとに1回だけ。
- エ．建築物衛生法では一切検査を求めない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。厚生労働省の管理基準では、主要項目について6か月ごとに1回の定期検査が示されている。
- イ：誤り。全項目を毎日検査する制度ではない。
- ウ：誤り。5年ごとだけではない。
- エ：誤り。飲料水の水質検査は管理基準の重要な措置である。

総合解説：水質検査では水源により項目・頻度が変わる。まず水道水のみを水源とする場合の基本を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0050 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：標準

中央式給湯設備の給湯水管理に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．給湯水は温水であるため、水質基準の適用を一切受けない。
- イ．人の生活用に供する給湯水は水道水質基準への適合が求められ、適切な維持管理と末端水温55℃以上が確保される場合には残留塩素検査を省略できる場合がある。
- ウ．中央式給湯設備では水温が30℃以上なら、すべての水質検査を恒久的に省略できる。
- エ．給湯水は飲用に使わなければ、浴用など人の生活用でも一律に建築物衛生法の対象外である。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。給湯水も用途により水道水質基準への適合が求められる。
- イ：正しい。生活用の給湯水も水質確保が必要で、適切な維持管理と末端55℃以上の場合に残留塩素検査の省略が認められる場合がある。
- ウ：誤り。30℃ではなく、かつすべての検査を省略できるわけではない。
- エ：誤り。浴用等も人の生活用として管理対象になり得る。

総合解説：レジオネラ等のリスクから、中央式給湯設備は適切な温度・水質・清掃管理が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0051 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：基礎

特定建築物の排水設備の清掃頻度として正しいものはどれか。

- ア. 7日以内ごとに1回。
- イ. 2か月以内ごとに1回。
- ウ. 6か月以内ごとに1回。
- エ. 3年以内ごとに1回。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。7日以内は残留塩素検査等の頻度である。
- イ：誤り。2か月以内は空気環境測定等の頻度である。
- ウ：正しい。排水設備の清掃は6か月以内ごとに1回行う。
- エ：誤り。3年以内ではない。

総合解説：排水設備は、正常な機能が阻害されて汚水漏出等が起きないよう補修・清掃する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0052 建築物環境衛生管理基準 > 給水・排水に関する基準 | 難易度：標準

雨水や下水処理水等を雑用水として供給する場合の残留塩素管理について、適切なものはどれか。

- ア. 雑用水には衛生管理基準がなく、残留塩素は全く不要である。
- イ. 遊離残留塩素は必ず10 ppm以上とし、毎時測定する。
- ウ. 飲料水と区別するため、雑用水は消毒してはならない。
- エ. 給水栓で通常、遊離残留塩素0.1 ppm以上または結合残留塩素0.4 ppm以上を保持し、7日以内ごとに1回検査する。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。雑用水にも衛生上必要な措置が定められている。
- イ：誤り。そのような高濃度・毎時測定の基準ではない。
- ウ：誤り。病原体リスクを防ぐため消毒管理が必要である。
- エ：正しい。雑用水にも、用途に応じた衛生上の措置として残留塩素の保持と定期検査が規定される。

総合解説：雑用水は飲料水と用途が異なるが、衛生管理不要という意味ではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0053 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：標準

特定建築物の清掃に関する管理基準として、正しいものはどれか。

- ア. 掃除は日常に行う。
- イ. 掃除は10年に1回だけ行えばよい。
- ウ. 日常清掃は禁止され、大掃除だけを行う。
- エ. 清掃頻度は法律上まったく示されていない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。管理基準では掃除を日常に行うことが示されている。
- イ：誤り。10年に1回ではない。
- ウ：誤り。日常清掃と定期的な大掃除の両方が位置づけられている。
- エ：誤り。具体的な清掃の実施方法・頻度が示されている。

総合解説：日常清掃は衛生状態を維持する基礎であり、定期的大掃除とは役割が異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0054 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：基礎

特定建築物の大掃除の実施頻度として正しいものはどれか。

- ア. 2か月以内ごとに1回だけ行う。
- イ. 6か月以内ごとに1回、定期的・統一的に行う。
- ウ. 1年以内ごとに1回でよい。
- エ. 5年以内ごとに1回でよい。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。2か月は空気環境測定の代表的な頻度である。
- イ：正しい。大掃除は6か月以内ごとに1回、定期的・統一的に行う。
- ウ：誤り。1年ではなく6か月以内ごとである。
- エ：誤り。5年ではない。

総合解説：清掃では「日常清掃」と「6か月以内ごとの大掃除」を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0055 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：応用

ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路及び被害状況の統一的な調査頻度として正しいものはどれか。

- ア. 毎日1回。
- イ. 2年以内ごとに1回。
- ウ. 6か月以内ごとに1回。
- エ. 調査は発生後だけでよい。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。法定の基本頻度は毎日ではない。
- イ：誤り。2年では長すぎる。
- ウ：正しい。統一的な調査は6か月以内ごとに1回実施する。
- エ：誤り。発生前からの調査・予防が管理基準に含まれる。

総合解説：防除は発生後の薬剤散布だけではなく、定期調査を基礎に発生・侵入防止を行う考え方である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0056 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：標準

6か月ごとの統一的調査でゴキブリの生息と侵入経路が確認された。管理基準に沿う対応として適切なものはどれか。

- ア. 次の6か月後の調査まで何もせず放置する。
- イ. 薬剤使用の有無にかかわらず、調査記録を破棄する。
- ウ. 建物全体を直ちに永久閉鎖することが唯一の法定措置である。
- エ. 調査結果に基づき、発生防止・侵入防止等の必要な措置をその都度講ずる。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。確認した問題への必要な対応を先送りすべきではない。
- イ：誤り。維持管理状況は帳簿書類にも記録・保存する。
- ウ：誤り。永久閉鎖が一律に求められる制度ではない。
- エ：正しい。調査結果を踏まえて、必要な措置をその都度行う。

総合解説：調査→評価→必要な措置という流れが防除の基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0057 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：基礎

特定建築物でねずみ等の防除のため殺そ剤または殺虫剤を使用する場合、管理基準に合致するものはどれか。

- ア. 承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いる。
- イ. 出所不明でも効果が強い薬剤を優先する。
- ウ. 農業用農薬なら用途表示に関係なく室内で使用してよい。
- エ. 薬剤の承認区分は一切問われない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。ねずみ等防除では、承認を受けた医薬品または医薬部外品を使用する。
- イ：誤り。承認のない薬剤を効果だけで選ぶことはできない。
- ウ：誤り。用途・承認を無視した使用は適切でない。
- エ：誤り。法令上、使用する薬剤の承認区分が定められている。

総合解説：防除では効果だけでなく、人への安全性と承認された用途を重視する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0058 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理基準における「ねずみ等」の対象に含まれるものとして最も適切なものはどれか。

- ア. 観賞用の熱帯魚だけ。
- イ. ねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等の衛生害虫・動物。
- ウ. 庭園の樹木だけ。
- エ. 建築物の構造部材である木材だけ。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。観賞魚そのものをこの意味の「ねずみ等」として扱うものではない。
- イ：正しい。人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として、これらの衛生害虫等が例示される。
- ウ：誤り。植物は「ねずみ等」の動物の概念ではない。
- エ：誤り。建材は動物ではない。

総合解説：「ねずみ等」はねずみだけを意味せず、病原微生物媒介等の衛生上のリスクを持つ昆虫等を含む。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0059 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：応用

清掃等の管理に関する説明として適切なものはどれか。

- ア. 床面の清掃だけが対象で、廃棄物処理設備は無関係である。
- イ. 清掃用機器は故障しても衛生管理上の確認対象にならない。
- ウ. 掃除だけでなく、掃除用機器等や廃棄物処理設備の維持管理にも努める必要がある。
- エ. 廃棄物は建物外へ搬出するため、建築物内での保管・処理設備の衛生管理は不要である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。清掃等の管理は床面だけに限定されない。
- イ：誤り。清掃用機器の適切な維持管理も衛生確保に関係する。
- ウ：正しい。技術上の基準に従い、掃除、掃除用機器等、廃棄物処理設備の維持管理に努める。
- エ：誤り。建物内での廃棄物取扱いも衛生状態に影響する。

総合解説：清掃は作業実施だけでなく、機器・設備を含む管理システムとして捉える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0060 建築物環境衛生管理基準 > 清掃・ねずみ等防除に関する基準 | 難易度：標準

ねずみ等の防除に関する管理基準の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア. 薬剤を毎日一律散布すれば、調査や侵入防止は不要である。
- イ. 被害が出るまで調査せず、発生後だけ大量の薬剤を使用する。
- ウ. 衛生害虫は建築物衛生と無関係なので、防除記録は不要である。
- エ. 定期的な生息・侵入状況の調査を行い、その結果に基づいて発生・侵入防止や必要な駆除を行う。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。薬剤だけに依存せず、調査や侵入防止が重要である。
- イ：誤り。管理基準は定期調査と発生防止を求める。
- ウ：誤り。ねずみ等防除は建築物環境衛生管理基準の明示的な領域である。
- エ：正しい。調査を基礎に予防・環境的措置を含めて必要な防除を行う。

総合解説：管理基準は、発生後の対症療法だけでなく、予防的・継続的な防除を志向している。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0061 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：基礎

特定建築物所有者等が建築物環境衛生管理技術者を選任する目的として正しいものはどれか。

- ア. 特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるため。
- イ. 建築物の所有権移転登記を代行させるため。
- ウ. 消防設備士の業務を全面的に代替させるため。
- エ. 固定資産税の申告を代行させるため。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。法第6条第1項は、維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるための選任を求める。
- イ：誤り。所有権登記は管理技術者の法定目的ではない。
- ウ：誤り。消防設備士の業務を代替する制度ではない。
- エ：誤り。税務申告は本制度の目的ではない。

総合解説：管理技術者は「環境衛生上の維持管理を監督する者」であり、建築物のあらゆる業務を代行する者ではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0062 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

特定建築物の管理技術者として選任できる者について正しいものはどれか。

- ア. 免状の有無にかかわらず、建物に最も長く勤務した者。
- イ. 建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。
- ウ. 清掃業務の経験が6か月あれば誰でもよい。
- エ. 所有者の親族であれば資格は問われない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。勤務年数だけでは足りず、免状が必要である。
- イ：正しい。法第6条第1項により、免状を有する者のうちから選任する。
- ウ：誤り。清掃経験だけで選任資格を満たすものではない。
- エ：誤り。親族関係は免状要件に代わらない。

総合解説：選任要件は経験の長さではなく、建築物環境衛生管理技術者免状の保有である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0063 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理技術者の選任単位について正しいものはどれか。

- ア. 都道府県ごとに1人だけ選任すれば、その都道府県内の全特定建築物を自動的に担当できる。
- イ. 建物用途ごとに全国で1人を選任する。
- ウ. 特定建築物ごとに選任する。
- エ. 所有会社ごとに1人選任すれば、建物数にかかわらず個別選任は不要である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。都道府県単位の一括選任制度ではない。
- イ：誤り。全国用途単位の選任制度ではない。
- ウ：正しい。施行規則第5条第1項は、特定建築物ごとの選任を求めている。
- エ：誤り。会社単位での一括選任ではなく、各特定建築物について選任が必要である。

総合解説：兼任が可能な場合でも、各特定建築物についてその者を管理技術者として選任するという構造は変わらない。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0064 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：基礎

建築物環境衛生管理技術者の勤務形態について、厚生労働省の説明に合致するものはどれか。

- ア. 管理技術者は24時間365日、必ず当該建築物に常駐しなければならない。
- イ. 管理技術者は必ず建築物所有者の正社員でなければならない。
- ウ. 管理技術者は当該建築物の所有者本人でなければならない。
- エ. 選任には所有者等との法律上の関係があれば足り、常駐は必ずしも必要ではない。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。常駐が一律の必須要件ではない。
- イ：誤り。身分関係として正社員であることは必須ではない。
- ウ：誤り。所有者本人である必要はない。
- エ：正しい。「選任」は雇用関係に限らず委任関係等でも足り、常駐が当然の法的要件ではない。

総合解説：管理技術者に必要なのは、職務を実効的に遂行できる法的・実務的关系と体制である。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0065 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：応用

令和4年4月1日以降の管理技術者の兼任に関する説明として正しいものはどれか。

- ア. 二以上の特定建築物を兼任する場合、特定建築物所有者等が業務の遂行に支障がないことを確認する仕組みとなっている。
- イ. 管理技術者の兼任は例外なく全面禁止されている。
- ウ. 距離が5km以内でなければ兼任できないという固定基準が現行法にある。
- エ. 同一所有者の建物でなければ兼任できないという固定基準が現行法にある。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。令和4年改正後は、旧来の固定的な兼任要件に代わり、業務遂行に支障がないことの確認が中心となった。
- イ：誤り。兼任は全面禁止ではない。
- ウ：誤り。現行制度に一律5km以内という固定基準はない。
- エ：誤り。同一所有者であることを一律の要件とする制度ではない。

総合解説：旧制度の距離・用途・設備・面積等の限定的基準を、そのまま現行制度として覚えないことが重要である。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0066 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

管理技術者が二以上の特定建築物を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認する主体は誰か。

- ア. 管理技術者本人だけ。
- イ. 各特定建築物の特定建築物所有者等。
- ウ. 所轄消防署だけ。
- エ. 建物の利用者代表だけ。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。管理技術者本人だけの自己判断では足りない。
- イ：正しい。管理技術者を選任する義務を負う特定建築物所有者等が確認主体である。
- ウ：誤り。消防署がこの確認の法定主体ではない。
- エ：誤り。利用者代表が法定確認主体ではない。

総合解説：兼任可否の確認責任は、選任義務を負う所有者等にある。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0067 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：基礎

すでにAビルの管理技術者として選任されている者が、新たにBビルの管理技術者も兼任することとなった。現行制度上、適切な対応はどれか。

- ア. 新たな兼任は既選任者には一切認められない。
- イ. Bビル側だけが確認すればよく、Aビル側は一切関係しない。
- ウ. A・Bそれぞれの関係する特定建築物所有者等において、業務の遂行に支障がないことを確認する必要がある。
- エ. 管理技術者本人がメールで宣言すれば、それ以外の確認は不要である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。兼任は禁止されていない。
- イ：誤り。既存の選任先も含め、各建物で職務遂行に支障がないことの確認が必要となる。
- ウ：正しい。既に選任中の者が新たに他建物を兼任する場合も、各所有者等が支障の有無を確認する。
- エ：誤り。本人の一方的宣言だけでは法定の確認にならない。

総合解説：兼任追加時は、新規建物だけでなく既存建物の業務遂行にも影響がないか確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0068 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

管理技術者の兼任について支障がないことを確認する際、特定建築物所有者等以外に当該建築物の維持管理権原者がいる場合の対応として正しいものはどれか。

- ア. 維持管理権原者への意見聴取は禁止されている。
- イ. 兼任決定後5年を経ってから意見を聴けばよい。
- ウ. 維持管理権原者がいる場合は、管理技術者の選任自体ができない。
- エ. あらかじめ、その維持管理権原者の意見を聴かなければならない。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。むしろ意見聴取が必要である。
- イ：誤り。確認の前提としてあらかじめ聴取する。
- ウ：誤り。維持管理権原者が別にいること自体は選任禁止事由ではない。
- エ：正しい。施行規則第5条第4項は、所有者等以外に維持管理権原者がいるとき、あらかじめ意見を聴くことを求める。

総合解説：兼任では、所有者等だけでなく、実際に維持管理権原を持つ者の意見も重要な判断材料となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0069 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：応用

一人の管理技術者が兼任できる特定建築物の棟数について、厚生労働省Q&Aに沿う説明はどれか。

- ア. 一律の数値上限はないが、各建物で業務の遂行に支障がないことを担保できる範囲でなければならない。
- イ. 全国一律で最大2棟までと定められている。
- ウ. 全国一律で最大5棟までと定められている。
- エ. 棟数に上限がないので、業務遂行可能性を確認する必要もない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。Q&Aは固定的な棟数上限を置かない一方、支障なく職務を遂行できる範囲を超える兼任は不適当としている。
- イ：誤り。2棟という全国一律上限はない。
- ウ：誤り。5棟という全国一律上限はない。
- エ：誤り。上限が数値化されていないことと、無制限に兼任してよいことは同義ではない。

総合解説：兼任制度は「数」ではなく、実際の職務遂行可能性で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0070 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

Aビルの管理技術者が常駐を求められており、所定労働時間や他業務を考えるとBビルの管理技術者として必要な時間を確保できない。この場合の兼任判断として適切なのはどれか。

- ア. 空気環境の数値が現在基準内であれば、時間を確保できなくても必ず兼任できる。
- イ. 業務の遂行に支障がないとはいえず、兼任は適当でない。
- ウ. 免状を持っていれば、勤務時間は一切考慮しなくてよい。
- エ. 建物同士の距離だけが近ければ、他の事情を検討せず兼任できる。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。基準値が一時的に守られているだけで業務遂行可能性が担保されるわけではない。
- イ：正しい。必要な従事時間を確保できないことは、支障なしと判断できない具体例として示されている。
- ウ：誤り。免状保有に加え、実際に職務を遂行できる体制が必要である。
- エ：誤り。現行制度は距離だけの固定基準で判断しない。

総合解説：兼任判断は、時間、管理体制、ICT、直近の維持管理状況などを総合的に確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0071 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：基礎

管理技術者が新たに二以上の特定建築物を兼任することとなった場合の確認書について正しいものはどれか。

- ア. 口頭で確認すれば足り、書面は作成してはならない。
- イ. 確認書は管理技術者本人だけが保管し、所有者等は備え付けなくてよい。
- ウ. 所有者等は支障がないことの確認結果を書面化し、兼任している間は保存する必要がある。
- エ. 確認書は作成後24時間で廃棄しなければならない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。書面作成・保存が必要である。
- イ：誤り。所有者等側の帳簿書類として備付けが必要である。
- ウ：正しい。確認結果を記載した書面を作成・保存し、兼任期間中は備えておく必要がある。
- エ：誤り。24時間で廃棄する規定はない。

総合解説：確認書は、兼任の適法性・実効性を後から確認できる重要な管理記録である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0072 建築物環境衛生管理技術者 > 選任・兼任 | 難易度：標準

複数建物を兼任する管理技術者について、各建物の測定値が現在すべて管理基準内である。この事実だけで「業務の遂行に支障がない」と判断してよいか。

- ア. よい。測定値が基準内なら他の職務の実施状況は一切考慮不要である。
- イ. よい。管理技術者が年1回建物名を確認していれば十分である。
- ウ. よい。所有者等は兼任状況を確認する義務を負わない。
- エ. よくない。管理計画の策定、帳簿整備、緊急時対応体制など実際の職務遂行状況も確認する必要がある。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。数値基準の適合だけでは不十分である。
- イ：誤り。形式的な確認だけでは業務遂行を担保できない。
- ウ：誤り。所有者等には兼任時の確認義務がある。
- エ：正しい。Q&Aは、基準値遵守だけでなく、管理計画、帳簿、緊急対応等を含む職務の実施状況を確認すべきとしている。

総合解説：管理技術者の職務は測定値の確認だけではない。実際の管理プロセス全体が機能しているかを見る。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0073 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：標準

建築物環境衛生管理技術者の基本的な職務として最も適切なものはどれか。

- ア. 特定建築物の環境衛生上の維持管理に関する業務を全般的に監督する。
- イ. 建築物の売買価格を査定することだけを行う。
- ウ. 建築確認申請の審査を行政庁に代わって行う。
- エ. テナントの賃料を決定する。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。管理技術者は特定建築物の環境衛生上の維持管理を全般的に監督する。
- イ：誤り。不動産価格査定は本制度の基本職務ではない。
- ウ：誤り。建築確認審査を代行する職ではない。
- エ：誤り。賃料決定は環境衛生管理の法定職務ではない。

総合解説：管理技術者の中心は、環境衛生上の維持管理を適正に行わせるための監督である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0074 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：基礎

管理技術者の具体的業務として適切なものはどれか。

- ア. 管理計画は所有者だけが作成し、管理技術者は関与してはならない。
- イ. 法令や建物特性、利用者の要望等を踏まえ、日常・週間・月間・年間などの管理計画の策定・立案に参画する。
- ウ. 管理計画は建物竣工時に1回作れば、その後の見直しは不要である。
- エ. 管理計画では環境衛生の測定や清掃計画を扱ってはならない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。管理技術者は計画策定に参画する。
- イ：正しい。厚生労働省Q&Aは、管理計画の策定・立案への参画を代表的業務として示している。
- ウ：誤り。日常・定期・中長期の維持管理を継続的に考える必要がある。
- エ：誤り。測定や清掃等は環境衛生管理の重要な内容である。

総合解説：計画段階から管理技術者が関与することで、法令・技術根拠に沿った維持管理を実行しやすくなる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0075 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：応用

空気環境測定や清掃を専門業者へ委託している特定建築物で、管理技術者の対応として適切なものはどれか。

- ア. 委託した時点で管理技術者の監督は一切不要となる。
- イ. 委託先の測定結果は確認せず、請求書だけを保存する。
- ウ. 委託先と緊密な連絡・協力体制を構築し、業務の実施状況を把握・監督する。
- エ. 専門業者への委託がある場合、管理技術者を選任してはならない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。委託により管理技術者の監督責任が消えるわけではない。
- イ：誤り。測定・検査結果の確認と評価は重要な職務である。
- ウ：正しい。専門業者に委託していても、管理技術者は進行管理・監督や実態把握を行う。
- エ：誤り。外部委託と管理技術者の選任は両立する。

総合解説：委託は実作業の外部化であり、環境衛生上適正に管理されているかを監督する機能まで外すものではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0076 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：標準

空気環境測定の結果で二酸化炭素濃度が管理基準を超えていた。管理技術者の職務として適切なものはどれか。

- ア. 数値を記録するだけで原因や改善を検討しない。
- イ. 基準超過値を基準内に書き換えて保存する。
- ウ. 測定業者にすべて任せ、管理技術者は結果を見ない。
- エ. 基準適合性を評価し、原因を特定し、必要な改善策を企画・提案する。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。記録だけでなく評価・改善までが重要である。
- イ：誤り。記録の改ざんは許されず、実態に基づく改善が必要である。
- ウ：誤り。委託先の結果も管理技術者が把握・評価する必要がある。
- エ：正しい。管理技術者は測定・検査結果を評価し、問題があれば原因特定と改善策の企画を行う。

総合解説：測定は目的ではなく、結果を評価して維持管理の改善につなげることが管理技術者の役割である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0077 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：基礎

空気環境の基準超過原因を改善した後の管理技術者の対応として、最も適切なものはどれか。

- A. 改善確認の測定・検査を行い、問題点が改善したことを確認して関係する維持管理権原者等に報告する。
- B. 改善工事が終われば測定確認は不要で、記録も残さない。
- C. 原因が改善されたかに関係なく、次年度まで一切確認しない。
- D. 改善前の測定結果を削除すれば対応完了とする。

答え・解説 正答：A

- A：正しい。改善後は再測定・再検査により効果を確認し、結果を報告することが示されている。
- B：誤り。改善の有効性を客観的に確認する必要がある。
- C：誤り。問題解決を確認せず長期間放置するのは適切でない。
- D：誤り。記録削除ではなく改善結果を確認・保存する。

総合解説：PDCAのように、計画・実施・評価・改善確認まで一連の管理が求められる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0078 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：標準

特定建築物に対する保健所の立入検査時における管理技術者の代表的業務として適切なものはどれか。

- A. 立入検査時は必ず建物から退去しなければならない。
- B. 立入検査等に立ち会い、維持管理状況を説明できるよう対応する。
- C. 保健所の検査を拒否することが管理技術者の職務である。
- D. 立入検査に関する記録は作成してはならない。

答え・解説 正答：B

- A：誤り。退去を義務づけるものではない。
- B：正しい。厚生労働省Q&Aでは、保健所が実施する立入検査等への立会いも代表的業務として示される。
- C：誤り。適切に行政検査へ対応することが求められる。
- D：誤り。維持管理に関する必要な記録整備は重要である。

総合解説：行政検査への対応は、日常管理の実態を説明し、必要な改善につなげる機会でもある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0079 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：応用

管理技術者の代表的な業務に含まれるものはどれか。

- ア. 所有者の個人的な家計簿の作成。
- イ. 全テナント従業員の私的なSNS記録の収集。
- ウ. 年間管理計画、空気環境測定結果などの帳簿書類や設備図面等の整理・保存。
- エ. 建物と無関係な会社の営業日報だけの保管。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。個人の家計簿は対象外である。
- イ：誤り。私的SNS記録は職務内容ではない。
- ウ：正しい。環境衛生上の管理記録や設備図面等の整備は管理技術者の代表的業務である。
- エ：誤り。建物の環境衛生維持管理に関する記録が対象である。

総合解説：記録整備は測定値の経時変化や改善履歴を検証する基礎になる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0080 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：標準

管理技術者の監督範囲について正しいものはどれか。

- ア. 管理基準の数値項目だけに限定され、その他の環境衛生事項は一切対象外である。
- イ. 給水だけを対象とし、空気環境や清掃は対象外である。
- ウ. 建物の売買契約だけを対象とする。
- エ. 管理基準への適合だけでなく、照明その他の環境衛生上の維持管理に関する事項も含まれ得る。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。監督範囲は数値基準項目だけに限定されない。
- イ：誤り。空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除など幅広い。
- ウ：誤り。売買契約は本職務の中心ではない。
- エ：正しい。通知では、管理基準への適合に加え、照明その他の環境衛生上の維持管理事項も監督範囲に含まれるとされる。

総合解説：管理技術者は建築物の環境衛生を総合的にみる立場である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0081 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：基礎

老朽化した空調設備の更新計画を保全管理部門が検討している。管理技術者の職務として適切なものはどれか。

- A. 環境衛生面から中長期の改修・設備更新計画の立案に参画する。
- I. 設備更新は環境衛生と無関係なので、意見を述べてはならない。
- U. 管理技術者が単独で所有者の承認なく必ず設備を買い替える。
- E. 設備更新計画は税務だけの問題なので、測定結果を考慮しない。

答え・解説 正答：A

- A：正しい。管理技術者は保全管理部門が策定する中長期改修・設備更新計画にも参画することが示される。
- I：誤り。設備性能は空気・水等の環境衛生に直結するため参画対象となる。
- U：誤り。管理技術者が所有者の権限を無視して単独決定するものではない。
- E：誤り。測定結果や衛生上の課題は更新判断の重要資料となる。

総合解説：日常管理だけでなく、中長期的な設備改善にも専門的知見を反映させる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0082 建築物環境衛生管理技術者 > 職務・意見具申 | 難易度：標準

特定建築物所有者等が管理技術者を形式的に選任したが、測定結果の閲覧や改善提案を行う権限を一切与えていない。この状態の評価として適切なものはどれか。

- A. 免状を持つ者の氏名だけ届け出れば、実際の権限は不要である。
- I. 管理技術者が必要な業務を遂行できる権原が付与されておらず、適正な監督体制とはいえない。
- U. 管理技術者は所有者等の情報提供なしにすべての管理を行う義務があるので問題ない。
- E. 管理技術者に権限を与えることは法律上禁止されている。

答え・解説 正答：I

- A：誤り。形式的選任だけでは実効的な監督ができない。
- I：正しい。厚生労働省Q&Aは、所有者等が管理技術者に職務遂行に必要な権原を与えることを求めている。
- U：誤り。必要な情報・権限を伴う管理体制が必要である。
- E：誤り。むしろ必要な権原付与が求められる。

総合解説：選任制度の目的は名義上の配置ではなく、実際に環境衛生上の監督を機能させることである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0083 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：標準

特定建築物維持管理権原者の基本的な法的責務として正しいものはどれか。

- ア. 管理基準に従うかどうかは完全に自由である。
- イ. 管理技術者に選任された者だけが維持管理義務を負い、権原者は負わない。
- ウ. 建築物環境衛生管理基準に従って特定建築物を維持管理する。
- エ. 利用者の多数決があれば管理基準を無視できる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。特定建築物については法的義務である。
- イ：誤り。管理技術者は監督者であり、維持管理権原者の義務が消えるわけではない。
- ウ：正しい。法第4条第1項により、維持管理について権原を有する者は管理基準に従う義務を負う。
- エ：誤り。利用者の多数決で法的義務を免れない。

総合解説：誰が義務主体かを明確にすることが行政概論の重要点である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0084 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：基礎

管理技術者が、管理基準に従った維持管理のため必要な意見を述べた場合、維持管理権原者の対応として正しいものはどれか。

- ア. 意見は必ず無視しなければならない。
- イ. 管理技術者の意見には法律上何の位置付けもないため、記録も検討も不要である。
- ウ. 意見を述べた管理技術者は直ちに免状を返納しなければならない。
- エ. その意見を尊重しなければならない。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。法律上は尊重義務がある。
- イ：誤り。意見具申は管理技術者の法定機能の一つである。
- ウ：誤り。適法な意見具申で免状返納となる制度ではない。
- エ：正しい。法第6条第2項は、維持管理権原者に管理技術者の意見を尊重する義務を課している。

総合解説：意見を「必ずそのとおり実施する義務」と単純化するのではなく、法律の文言は「尊重しなければならない」である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0085 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：応用

特定建築物所有者等の責務として適切なものはどれか。

- ア. 免状を有する者のうちから管理技術者を選任し、必要な届出を行う。
- イ. 管理技術者を選任せず、清掃業者だけ契約すれば法的要件を満たす。
- ウ. 管理技術者の氏名は届出事項にならない。
- エ. 管理技術者は建物利用者の投票でのみ選ぶ。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。所有者等には管理技術者の選任と、その氏名等を含む届出に関する責務がある。
- イ：誤り。清掃委託は管理技術者の選任義務を代替しない。
- ウ：誤り。管理技術者の氏名等は届出事項に含まれる。
- エ：誤り。法は所有者等に選任義務を課す。

総合解説：所有者等は、選任・届出・帳簿備付けなど制度運営上の責務を担う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0086 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：標準

特定建築物所有者等の帳簿書類に関する責務として正しいものはどれか。

- ア. 帳簿は管理技術者が口頭で説明できれば一切不要である。
- イ. 環境衛生上必要な維持管理事項を記載した帳簿書類を備えておく。
- ウ. 測定・検査結果は保存してはならない。
- エ. 設備の点検・整備状況は帳簿に記載してはならない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。書類の備付けは法的責務である。
- イ：正しい。法第10条に基づき、維持管理に関する必要な帳簿書類の備付けが必要である。
- ウ：誤り。測定・検査結果は記録対象である。
- エ：誤り。設備の点検・整備状況も記載対象となる。

総合解説：帳簿は維持管理の実施証拠であり、行政監督や継続的改善にも使われる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0087 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：基礎

都道府県知事等が必要と認め、特定建築物所有者等に報告を求めたり職員を立ち入らせ設備・帳簿等を検査させたりする場合の対応として適切なのはどれか。

- ア. 所有者等は理由を問わず常に立入検査を実力で拒否できる。
- イ. 帳簿書類だけを隠せば検査に応じたことになる。
- ウ. 法に基づく立入検査等に適切に応じる。
- エ. 管理技術者が不在なら、行政庁は永続的に検査できない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。法に基づく行政監督に適切に対応する必要がある。
- イ：誤り。帳簿も検査対象となり得る。
- ウ：正しい。法第11条に基づき、必要な報告徴収・立入検査等が行われ得る。
- エ：誤り。管理技術者不在を理由に行政権限が消滅するわけではない。

総合解説：建築物衛生行政では、届出だけでなく継続的な報告徴収・立入検査による監督も行われる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0088 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：標準

管理基準違反があり、かつ人の健康を損なうおそれのある環境衛生上著しく不適当な事態が認められ、都道府県知事等から改善命令等を受けた。維持管理権原者の対応として適切なのはどれか。

- ア. 命令は管理技術者個人にしか効力がないので、維持管理権原者は無視してよい。
- イ. 命令を受けたら帳簿を廃棄すれば義務が消える。
- ウ. 命令後も事態が解消するまで何もせず、通常運用を続ける。
- エ. 命令内容に従い、維持管理方法の改善など必要な措置を講ずる。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。改善命令等は維持管理権原者に対して行われ得る。
- イ：誤り。帳簿廃棄で義務は消えない。
- ウ：誤り。必要な改善や使用停止・制限等に従う。
- エ：正しい。要件を満たして発せられた改善命令等には従う必要がある。

総合解説：管理基準不適合と健康リスクが重なる場合、行政措置が実際の改善行動に結び付く。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0089 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：応用

特定建築物所有者等とは別に、その建物の維持管理について権原を有する者がいる場合の説明として適切なものはどれか。

- ア．維持管理権原者は管理基準に従う責務や管理技術者の意見尊重義務を負い、所有者等には選任・届出等の責務がある。
- イ．維持管理権原者が別にいれば、管理基準を守る者は誰もいなくなる。
- ウ．所有者等と維持管理権原者は法律上常に同一人物でなければならない。
- エ．維持管理権原者が別にいれば、管理技術者は選任できない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。両者は一致する場合も異なる場合もあり、それぞれの法的責務を区別する必要がある。
- イ：誤り。維持管理権原者には管理基準遵守義務がある。
- ウ：誤り。法は両者が異なる場合を想定している。
- エ：誤り。別の維持管理権原者がいても管理技術者の選任は必要である。

総合解説：「誰が建物全体の管理を担うか」「誰が実際の維持管理権原を持つか」により責務の主体を整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0090 建築物環境衛生管理技術者 > 所有者等・維持管理権原者の責務 | 難易度：標準

管理技術者が換気改善の必要性を指摘した場合の責任関係について、最も適切なものはどれか。

- ア．意見を述べた瞬間、建物の維持管理に関する全責任が管理技術者だけに移転する。
- イ．管理技術者は専門的立場から意見を述べ、維持管理権原者はその意見を尊重しつつ、管理基準に従った維持管理を行う責務を負う。
- ウ．維持管理権原者は管理技術者の意見を必ず無視しなければならない。
- エ．管理技術者が意見を述べた場合、管理基準は適用されなくなる。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。管理技術者の意見具申によって維持管理権原者の法的責務が消えるわけではない。
- イ：正しい。管理技術者の意見具申と、維持管理権原者の管理基準遵守・意見尊重は相互に連動する。
- ウ：誤り。意見尊重義務がある。
- エ：誤り。意見の有無にかかわらず管理基準は適用される。

総合解説：管理技術者は監督・助言の専門職であり、維持管理権原者の責務を代替するものではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0091 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：基礎

建築物衛生法に基づく事業登録制度について、正しいものはどれか。

- ア. 登録は任意であり、登録を受けていない者でも業務自体は行えるが、登録業者である旨の表示はできない。
- イ. 登録を受けなければ対象業務を一切行うことができない。
- ウ. 登録を受けなくても「登録業者」と表示して営業できる。
- エ. 登録は国が全国一括で行う免許制度である。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。建築物衛生法上の事業登録は一定の基準を満たす営業所を登録する制度で、業務そのものを独占する免許制度ではありません。ただし、未登録で登録業者である旨を表示することはできません。
- イ：誤り。登録制度は業務独占型の免許制度ではなく、未登録でも業務自体は行えます。
- ウ：誤り。未登録者が登録業者である旨を表示することは認められません。
- エ：誤り。登録は営業所ごとに都道府県知事が行います。

総合解説：この登録制度は、一定の人的・物的基準等を満たす事業者を公示し、利用者が適切な事業者を選択できるようにする制度です。登録の有無と業務実施の可否を混同しないことが重要です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0092 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：基礎

建築物衛生法に基づく事業登録の業種数として正しいものはどれか。

- ア. 5業種とし、排水管清掃などを独立した登録業種として数えない。
- イ. 8業種とし、清掃・空気環境測定・ダクト清掃・水質検査・貯水槽清掃・排水管清掃・防除・総合管理を含む。
- ウ. 6業種とし、貯水槽清掃と排水管清掃を一つの業種として扱う。
- エ. 10業種とし、法定登録業種以外の設備保守業務も別業種として加える。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。現行の登録業種は5業種ではありません。
- イ：正しい。登録業種は、清掃、空気環境測定、空気調用ダクト清掃、飲料水水質検査、飲料水貯水槽清掃、排水管清掃、ねずみ昆虫等防除、環境衛生総合管理の8業種です。
- ウ：誤り。現行の登録業種は6業種ではありません。
- エ：誤り。現行の登録業種は10業種ではなく8業種です。

総合解説：試験では個々の業種名だけでなく、似た名称の業務を別業種として区別できることが重要です。特に貯水槽清掃と排水管清掃は別の登録業種です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0093 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：基礎

事業登録のうち「建築物清掃業」に該当する業務として最も適切なものはどれか。

- ア. 空調調用ダクト内部を専用機材で清掃する業務
- イ. 飲料水の水質検査を行う業務
- ウ. 建築物内の床、壁面等の清掃を行う業務
- エ. 建築物内のねずみ・昆虫等を防除する業務

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。空調調用ダクトの清掃は「建築物空調調用ダクト清掃業」という独立した登録業種です。
- イ：誤り。飲料水の水質検査は「建築物飲料水水質検査業」に該当します。
- ウ：正しい。建築物清掃業は、建築物における清掃を行う事業の登録区分です。
- エ：誤り。ねずみ・昆虫等の防除は「建築物ねずみ昆虫等防除業」に該当します。

総合解説：登録業種は業務の専門性に応じて分かれています。名称が似ていても、一般清掃、ダクト清掃、水質検査、防除は別区分です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0094 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：標準

建築物空気環境測定業の登録対象となる業務について、正しいものはどれか。

- ア. 空調設備の設計だけを行う事業である。
- イ. 空調調用ダクトの清掃だけを行う事業である。
- ウ. 室内の清掃と廃棄物搬出だけを行う事業である。
- エ. 建築物内の空気環境について、法令上の測定項目を測定する事業である。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。設備設計のみを行う事業は、この登録区分の対象業務そのものではありません。
- イ：誤り。ダクト清掃は別の「建築物空調調用ダクト清掃業」です。
- ウ：誤り。室内清掃は建築物清掃業に関係し、廃棄物搬出のみで空気環境測定業にはなりません。
- エ：正しい。建築物空気環境測定業は、建築物内の空気環境の測定を業として行う登録区分です。

総合解説：空気環境測定業では、測定業務に必要な機器と測定実施者の要件が定められています。設備の設計・清掃とは区別します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0095 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：標準

次の業務と登録業種の組合せのうち、正しいものはどれか。

- ア. 空調調用ダクト内部の清掃—建築物空調調用ダクト清掃業
- イ. 受水槽の清掃—建築物排水管清掃業
- ウ. 排水管の清掃—建築物飲料水貯水槽清掃業
- エ. 室内空気中の二酸化炭素濃度測定—建築物清掃業

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。空調調用ダクト内部の清掃は、建築物空調調用ダクト清掃業の対象です。
- イ：誤り。受水槽など飲料水貯水槽の清掃は建築物飲料水貯水槽清掃業です。
- ウ：誤り。排水管の清掃は建築物排水管清掃業です。
- エ：誤り。空気環境の測定は建築物空気環境測定業に該当します。

総合解説：登録業種は対象設備・作業内容で明確に分かれています。名称が逆になった組合せは典型的な誤答肢です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0096 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：標準

建築物環境衛生総合管理業について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 建築物の構造耐力診断のみを行う事業の登録区分である。
- イ. 建築物の清掃、空気環境の調整・測定、給水・排水の管理などを総合的に行う事業の登録区分である。
- ウ. 消防用設備の工事のみを行う事業の登録区分である。
- エ. 飲料水の水質検査だけを行う事業の登録区分である。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。構造耐力診断のみを対象とする建築物衛生法上の登録業種ではありません。
- イ：正しい。環境衛生総合管理業は、建築物の環境衛生上の維持管理を総合的に行う事業を対象とします。
- ウ：誤り。消防用設備工事のみを対象とする登録区分ではありません。
- エ：誤り。飲料水の水質検査だけであれば建築物飲料水水質検査業の区分です。

総合解説：「総合管理」は単一作業の登録ではなく、複数の環境衛生管理業務を総合的に実施する区分です。そのため人的要件も複数職種に及びます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0097 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：標準

建築物衛生法に基づく事業登録の単位として正しいものはどれか。

- ア. 法人単位で一度登録すれば全営業所・全業種に共通する。
- イ. 建築物単位で、その建築物の所有者が登録を受ける。
- ウ. 業種ごと、かつ営業所ごとに登録を受ける。
- エ. 従業員個人ごとに登録を受ける。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。同一法人でも営業所や業種が異なれば、それぞれの登録が必要です。
- イ：誤り。登録対象は清掃等の事業を営む営業所であり、個々の特定建築物の所有者を登録する制度ではありません。
- ウ：正しい。事業登録は、一定の基準を満たした営業所について、登録業種ごとに都道府県知事が行います。
- エ：誤り。従業員個人の資格登録ではなく、事業を営む営業所の登録制度です。

総合解説：登録の単位は頻出論点です。「法人一括」ではなく「業種ごと・営業所ごと」と押さえます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0098 事業登録制度・行政監督 > 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：標準

建築物衛生法に基づく事業登録の有効期間として正しいものはどれか。

- ア. 3年
- イ. 5年
- ウ. 無期限
- エ. 6年

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。登録の有効期間は3年ではありません。
- イ：誤り。登録の有効期間は5年ではありません。
- ウ：誤り。登録は無期限ではなく、有効期間が定められています。
- エ：正しい。登録の有効期間は6年です。期間満了後も登録業者として継続するには、改めて登録を受ける必要があります。

総合解説：登録有効期間6年は、監督者等の再講習に関する期間と併せて問われやすい数字です。対象制度を混同しないよう整理します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0099 事業登録制度・行政監督> 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：応用

清掃業務を行うA社は建築物清掃業の登録を受けていない。A社の対応として、建築物衛生法上適切なものはどれか。

- ア. 清掃業務を行うこと自体はできるが、登録を受けた業者であると誤認させる表示はしない。
- イ. 登録を受けていないため、建築物内の清掃業務を一切受託できない。
- ウ. 未登録でも「知事登録建築物清掃業」と広告してよい。
- エ. 1件だけの受託であれば、登録番号を任意に作成して表示してよい。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。登録制度は業務独占制度ではないため未登録でも業務は行えますが、登録業者である旨の表示はできません。
- イ：誤り。未登録であることだけを理由に対象業務の実施そのものが禁止される制度ではありません。
- ウ：誤り。登録を受けていないのに登録業者である旨を表示することは認められません。
- エ：誤り。登録番号は行政の登録に基づくものであり、事業者が任意に作成して表示できません。

総合解説：この制度で問われるのは「未登録＝業務禁止」ではなく、「登録基準を満たした営業所を公示する制度」と「表示規制」の区別です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0100 事業登録制度・行政監督> 建築物衛生法上の登録業種 | 難易度：応用

受水槽の清掃と排水管の清掃をそれぞれ別の専門部門で行う事業者が、両業務について建築物衛生法上の登録を受けようとしている。正しい考え方はどれか。

- ア. いずれも「建築物清掃業」に包含されるため、建築物清掃業の登録だけで両方の登録表示ができる。
- イ. 飲料水貯水槽清掃業と排水管清掃業は別の登録業種であるため、それぞれの業種について基準を満たし登録を受ける。
- ウ. 両業務は同一の「給排水清掃業」という一つの登録業種である。
- エ. 受水槽清掃だけが登録制度の対象で、排水管清掃には登録区分が存在しない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。一般の建築物清掃業の登録だけで、別業種の登録表示をすることはできません。
- イ：正しい。建築物飲料水貯水槽清掃業と建築物排水管清掃業は、それぞれ独立した登録業種です。
- ウ：誤り。建築物衛生法上「給排水清掃業」という一括した登録業種ではありません。
- エ：誤り。排水管清掃にも独立した登録業種があります。

総合解説：登録業種の名称は実務の業務分担と対応しています。特に「飲料水側」と「排水側」は別業種であり、それぞれ別の物的・人的基準があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0101 事業登録制度・行政監督 > 人的・物的登録基準 | 難易度：基礎

建築物衛生法の事業登録における登録基準について、正しいものはどれか。

- ア. 全業種で売上高だけが登録基準となる。
- イ. 全業種で従業員数だけが登録基準となり、機械器具の要件はない。
- ウ. 業種に応じて、機械器具等の物的要件、監督者・実施者等の人的要件などが定められている。
- エ. 登録基準は事業者が自由に定め、行政は内容を審査しない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。売上高だけで登録可否が決まる制度ではありません。
- イ：誤り。業種ごとに必要な機械器具等の物的要件があります。
- ウ：正しい。各登録業種について、必要な機械器具、監督者・実施者、作業方法・教育等の要件が定められています。
- エ：誤り。法令・省令等で登録基準が定められ、登録時に基準への適合が確認されます。

総合解説：登録基準は業種ごとに異なりますが、「物的要件」「人的要件」「作業・教育等の要件」という枠組みで整理すると覚えやすくなります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0102 事業登録制度・行政監督 > 人的・物的登録基準 | 難易度：基礎

建築物清掃業の登録に必要な機械器具の組合せとして適切なものはどれか。

- ア. 原子吸光光度計、イオンクロマトグラフ
- イ. 写真用内視鏡、高圧洗浄機
- ウ. 一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器
- エ. 真空掃除機、床みがき機

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。これらは主に飲料水水質検査業で用いられる分析機器です。
- イ：誤り。これらは排水管清掃業で用いる代表的な機器です。
- ウ：誤り。これらは空気環境測定業で用いる測定機器です。
- エ：正しい。建築物清掃業の物的基準には真空掃除機と床みがき機が含まれます。

総合解説：物的基準は業種の作業内容と結び付けると判断しやすくなります。一般清掃では床面等の清掃機器が中心です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0103 事業登録制度・行政監督 > 人的・物的登録基準 | 難易度：基礎

建築物空気環境測定業の登録基準に対応する機器として、最も適切なものはどれか。

- A. 粉じん計、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、温度計、湿度計、風速計など
- I. 床みがき機と真空掃除機のみ
- U. 高圧洗浄機と排水ポンプのみ
- E. 殺そ剤用の毒餌皿と捕そ器のみ

答え・解説 正答：A

A：正しい。空気環境測定業では、空気環境の各測定項目に対応した測定機器が必要です。

I：誤り。これは建築物清掃業の代表的な機械器具です。

U：誤り。これは排水管清掃・貯水槽清掃等に関連する機器で、空気環境測定業の基本機器ではありません。

E：誤り。これはねずみ等の防除に関連する器具です。

総合解説：空気環境測定業は測定値の信頼性が重要であるため、測定項目に対応する機器と測定実施者の双方が要件になります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0104 事業登録制度・行政監督 > 人的・物的登録基準 | 難易度：標準

建築物飲料水水質検査業の登録基準について、正しいものはどれか。

- A. 床みがき機だけを備えれば人的要件は不要である。
- I. 水質検査に必要な分析機器と専用の検査室を備え、所定の資格・経験等を満たす水質検査実施者を置く。
- U. 検査室は不要で、すべての検査を屋外で行うことが登録条件である。
- E. 水質検査実施者に関する要件はなく、誰でも責任者になれる。

答え・解説 正答：I

A：誤り。床みがき機は清掃業の機器であり、水質検査業では分析機器と人的要件が必要です。

I：正しい。水質検査業では分析機器、検査室および水質検査実施者など、検査の精度を確保するための要件があります。

U：誤り。適切な検査室を備えることが物的要件の一部です。

E：誤り。水質検査実施者には所定の資格・学歴・実務経験等に関する要件があります。

総合解説：飲料水水質検査業は、他の登録業種より分析機器の種類が多く、検査室と専門的な実施者が必要になる点が特徴です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0105 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：標準

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準として適切なものはどれか。

- ア. 床みがき機だけを備えればよく、清掃用具の保管場所に要件はない。
- イ. 粉じん計だけを備えればよい。
- ウ. 揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、防水型照明器具、水質測定機器等を備え、機械器具を適切に保管する専用の保管庫を設ける。
- エ. 水質分析用のガスクロマトグラフ質量分析計だけを備えればよい。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。床みがき機は一般清掃向けであり、貯水槽清掃業には専用の機械器具と保管要件があります。
- イ：誤り。粉じん計は空気環境測定に用いる機器で、貯水槽清掃の必要機材を満たしません。
- ウ：正しい。貯水槽清掃では槽内作業に必要な洗浄・排水・換気・照明・水質確認用の機器と、汚染防止のための保管体制が必要です。
- エ：誤り。高度な水質分析機器だけでは、貯水槽清掃に必要な清掃・換気・照明等の機器要件を満たしません。

総合解説：貯水槽は飲料水に直接関係するため、清掃機器だけでなく、汚染を防止して衛生的に保管するための条件も重要です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0106 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：標準

建築物排水管清掃業の登録基準に対応する機械器具として、最も適切な組合せはどれか。

- ア. 床みがき機、真空掃除機のみ
- イ. 二酸化炭素検定器、風速計のみ
- ウ. オートクレープ、ふ卵器のみ
- エ. 内視鏡、高圧洗浄機、ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機、排水ポンプなど

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。これは建築物清掃業の代表的機器です。
- イ：誤り。これは空気環境測定に用いる代表的機器です。
- ウ：誤り。これは微生物検査等に用いる機器であり、排水管清掃の基本機器ではありません。
- エ：正しい。排水管内の状況確認、閉塞除去、洗浄、排水に必要な機器が登録基準に対応します。

総合解説：排水管清掃業では、管内を確認する機器と、物理的に閉塞物を除去・洗浄する機器を組み合わせ覚えて覚えます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0107 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：標準

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準に含まれる機械器具として適切なものはどれか。

- ア. 生息状況の調査器具、毒餌皿・捕そ器、噴霧機・散粉機、真空掃除機、防毒マスク等
- イ. 床みがき機と水質分析装置だけ
- ウ. 冷凍機とボイラーだけ
- エ. エレベーター検査用具だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。防除業では、調査、捕獲・薬剤処理、安全確保に必要な機器が求められます。
- イ：誤り。防除には生息調査・捕獲・薬剤処理等のための専用器具が必要です。
- ウ：誤り。冷凍機やボイラーは空調熱源設備であり、防除業の登録機器ではありません。
- エ：誤り。エレベーターの定期検査は別法令の制度であり、防除業の登録基準とは無関係です。

総合解説：IPMでは薬剤散布だけでなく、事前調査と効果判定が重視されます。登録基準の機材にも調査・防除・安全確保の各機能が反映されています。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0108 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：標準

建築物環境衛生総合管理業の人的要件について、正しいものはどれか。

- ア. 統括管理者1人だけを置けば、他の専門者は一切不要である。
- イ. 統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者、空気環境測定実施者など、業務に応じた専門者を置く。
- ウ. 建築士だけを置けば、清掃・空調給排水・空気測定の人的要件をすべて代替できる。
- エ. 人的要件はなく、機械器具の要件だけを満たせばよい。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。総合管理業では複数の専門的な人的要件が定められています。
- イ：正しい。総合管理業は複数分野を総合して行うため、統括管理者に加えて各分野の監督者・実施者が必要です。
- ウ：誤り。建築士資格のみで各登録業務の所定の人的要件を自動的に代替する制度ではありません。
- エ：誤り。総合管理業にも人的要件があります。

総合解説：総合管理業の特徴は、単に機器をそろえるだけでなく、複数分野の責任者・実施者を組織として確保する点にあります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0109 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：応用

同一事業者が、異なる2つの営業所で建築物清掃業の登録を受けようとしている。1人の清掃作業監督者を両営業所の登録上の監督者として重複して置く計画について、最も適切な判断はどれか。

- ア．同一法人内であれば、全国の営業所で無制限に重複登録できる。
- イ．勤務時間が異なれば、何か所でも必ず重複登録できる。
- ウ．登録上の監督者等は、原則として複数の営業所にまたがって重複して登録することはできない。
- エ．監督者は登録基準に関係しないため、誰を置いても問題ない。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。同一法人であることだけで複数営業所への重複登録が認められるわけではありません。
- イ：誤り。単に勤務時間をずらせば無制限に重複登録できる制度ではありません。
- ウ：正しい。監督者等は登録営業所における業務の監督を担うため、複数営業所への重複登録は認められない扱いです。
- エ：誤り。監督者等は人的登録基準の重要な要素です。

総合解説：営業所単位の登録制度では、人的要件も営業所ごとに実質的に確保される必要があります。名義だけの重複配置を避ける趣旨を理解します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0110 事業登録制度・行政監督＞人的・物的登録基準 | 難易度：応用

登録業者が作業従事者の研修計画を作成している。登録基準への適合という観点から最も適切なものはどれか。

- ア．正社員だけを対象とし、パートタイマーや臨時従事者は一律に除外する。
- イ．新規採用時に1回だけ研修すれば、その後は一切研修しない。
- ウ．機械器具が新しければ、従事者研修は不要である。
- エ．パートタイマー等を含む作業従事者を対象に、業務に必要な研修を計画的に実施し、原則として毎年受講機会を確保する。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。実際に作業に従事する者であれば、雇用形態だけを理由に研修対象から除外する考え方は適切ではありません。
- イ：誤り。従事者教育は継続的に行う必要があり、採用時1回だけで足りるものではありません。
- ウ：誤り。機械器具の整備と従事者の教育は別個の登録基準上の要素です。
- エ：正しい。登録制度では、作業従事者の技能・衛生管理水準を維持するため、従事者研修を継続的に行うことが求められます。

総合解説：登録制度は設備だけでなく、作業方法と従事者教育を通じて継続的な業務品質を確保する仕組みです。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0111 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：基礎

登録営業所に対する都道府県知事の監督について、正しいものはどれか。

- ア. 必要に応じて登録業者に報告を求め、職員に営業所へ立ち入らせて検査させることができる。
- イ. 裁判所の刑事判決が確定するまで、行政は一切報告を求められない。
- ウ. 登録後は有効期間満了まで行政による確認を受けることはない。
- エ. 立入検査を行えるのは民間の同業者だけである。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。都道府県知事には、登録制度の適正な運用のため、報告徴収や立入検査等の権限があります。
- イ：誤り。行政上の報告徴収・立入検査は刑事判決の確定を前提としません。
- ウ：誤り。登録期間中も基準適合状況等について行政監督を受けます。
- エ：誤り。法令に基づく立入検査は行政職員が行います。

総合解説：登録は一度受ければ終わりではありません。登録後も基準適合を維持し、行政の報告徴収・立入検査に対応する必要があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0112 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：基礎

登録営業所に対する立入検査で確認され得るものとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 経営者の私生活上の財産で業務と無関係なものだけ
- イ. 登録基準に関係する機械器具、帳簿書類等
- ウ. 登録制度と無関係な近隣住民の住居内だけ
- エ. 刑事事件の証拠収集だけを目的とする物品

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。立入検査は登録制度の監督に必要な範囲で行われるもので、業務と無関係な私生活上の財産だけを対象とする制度ではありません。
- イ：正しい。立入検査では、登録基準への適合を確認するため、営業所の設備や帳簿書類等を検査し、関係者に質問することができます。
- ウ：誤り。対象は登録営業所等であり、無関係な第三者住居を検査する制度ではありません。
- エ：誤り。法令上、この立入検査権限は犯罪捜査のために認められたものではありません。

総合解説：行政検査の目的は登録基準への適合確認です。検査対象と権限の目的を具体的に理解しておく必要があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0113 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：基礎

登録営業所が登録後に物的・人的基準を満たさなくなった場合の措置として、建築物衛生法上正しいものはどれか。

- ア．登録は6年間絶対に取り消せない。
- イ．必ず刑事罰だけが科され、登録行政上の処分は行われない。
- ウ．都道府県知事は、法定要件に該当すれば登録を取り消すことができる。
- エ．登録基準への不適合は登録制度上まったく問題にならない。

答え・解説 正答：ウ

ア：誤り。有効期間中であっても、法定の取消事由に該当すれば登録取消しの対象になります。

イ：誤り。登録制度には行政上の取消し措置があります。

ウ：正しい。登録営業所が登録基準に適合しなくなった場合などには、都道府県知事が登録を取り消すことができます。

エ：誤り。登録基準への継続適合は登録制度の根幹です。

総合解説：「有効期間6年」は登録が無条件に保証される期間ではありません。期間中も基準適合を維持する必要があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0114 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：標準

特定建築物に対する都道府県知事の報告・立入検査権限について、正しいものはどれか。

- ア．特定建築物については、行政が報告を求めたり立入検査したりする制度はない。
- イ．立入検査の対象は登録清掃業者の営業所だけで、特定建築物そのものは対象にならない。
- ウ．都道府県知事は、刑事事件の有罪判決が確定した場合に限って立入検査できる。
- エ．法施行上必要があると認める場合、特定建築物所有者等に必要な報告を求め、職員に建築物へ立ち入って設備・帳簿書類・維持管理状況等を検査させることができる。

答え・解説 正答：エ

ア：誤り。特定建築物に対する報告・立入検査制度が法第11条にあります。

イ：誤り。登録営業所に対する検査は法第12条の5ですが、それとは別に特定建築物自体への立入検査も規定されています。

ウ：誤り。これは行政上の監督権限であり、刑事有罪判決の確定を要件としません。

エ：正しい。法第11条は、一定の場合に特定建築物所有者等への報告徴収、特定建築物への立入検査、設備・帳簿書類・維持管理状況の検査、関係者への質問を認めています。

総合解説：行政監督は対象主体で分けます。特定建築物所有者等には法第11条、登録業者には法第12条の5の報告・検査等がそれぞれ規定されています。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0115 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：標準

建築物衛生法に基づく立入検査を行う職員について、正しいものはどれか。

- ア. 身分を示す証明書を携帯し、関係者から求められたときは提示しなければならない。
- イ. 口頭で職員だと名乗ればよく、身分証明書は不要である。
- ウ. 身分証明書は営業所の従業員が作成して職員に交付する。
- エ. 身分証明書を携帯していても、求められても提示してはならない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。立入検査を行う職員には身分証明書の携帯・提示に関する手続上の要件があります。
- イ：誤り。法令に基づく立入検査では、職員の身分確認手続が定められています。
- ウ：誤り。行政の職員の身分証明書を営業所の従業員が作成するものではありません。
- エ：誤り。関係者から求められたときは提示する必要があります。

総合解説：行政の立入権限には手続上の制約があります。身分証明書の携帯・提示は、権限行使の適正性を確保するための基本事項です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0116 事業登録制度・行政監督＞報告・立入検査・改善命令 | 難易度：標準

建築物衛生法に基づく立入検査の権限について、正しいものはどれか。

- ア. 立入検査は常に刑事捜査としてのみ行われる。
- イ. この権限は行政上の監督のためのもので、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- ウ. 立入検査を行えば、行政職員は裁判所の令状なしにあらゆる私物を押収できる。
- エ. 立入検査と犯罪捜査は法的に完全に同一の手続である。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。立入検査は登録制度等の行政監督を目的とする制度です。
- イ：正しい。法令上、立入検査権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならない旨が規定されています。
- ウ：誤り。立入検査権限から、無制限の押収権限が生じるものではありません。
- エ：誤り。行政検査と刑事捜査は目的・法的根拠が異なります。

総合解説：行政上の立入検査と刑事捜査を区別するのは、行政法規に共通する重要な考え方です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0117 事業登録制度・行政監督 > 報告・立入検査・改善命令 | 難易度：標準

特定建築物の維持管理について、都道府県知事が法第12条の改善命令等を行うための要件として、最も適切なものはどれか。

- ア. 建築物環境衛生管理基準に完全に適合し、環境衛生上の問題がまったくない場合
- イ. 登録清掃業者の売上高が前年より減少した場合
- ウ. 建築物環境衛生管理基準に従って維持管理されておらず、かつ、人の健康を損なうおそれがあるなど環境衛生上著しく不適当な事態があると認められる場合
- エ. 建築物の所有者が自主的に設備更新を予定しているだけの場合

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。法第12条の改善命令等は、基準に適合し衛生上問題がない状態を対象とするものではありません。
- イ：誤り。登録業者の売上高は法第12条の改善命令の要件ではありません。
- ウ：正しい。法第12条は、基準不遵守に加え、健康を損なうおそれ等の環境衛生上著しく不適当な事態がある場合に改善命令等を可能としています。
- エ：誤り。単なる自主的な設備更新予定だけでは、法第12条の要件を満たしません。

総合解説：法第12条のポイントは『基準に従っていないこと』だけでは足りず、健康被害のおそれ等の著しく不適当な事態という要件も確認することです。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0118 事業登録制度・行政監督 > 報告・立入検査・改善命令 | 難易度：標準

建築物衛生法第12条に基づき、要件を満たす特定建築物に対して都道府県知事がとることのできる措置として正しいものはどれか。

- ア. 登録業者の営業所を必ず国有化する。
- イ. 建築物の所有権を行政へ当然に移転する。
- ウ. 改善命令を行えるのは裁判所だけで、都道府県知事には権限がない。
- エ. 維持管理方法の改善その他必要な措置を命じ、必要に応じて事態がなくなるまで建築物の一部や関係設備の使用を停止・制限することができる。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。国有化は法第12条の措置ではありません。
- イ：誤り。所有権の当然移転は法第12条に規定されていません。
- ウ：誤り。法第12条の権限主体は都道府県知事です。
- エ：正しい。法第12条は、改善等の必要な措置を命ずるほか、事態がなくなるまで建築物の一部や関係設備の使用停止・制限を行えると定めています。

総合解説：改善命令等は単なる助言に限られません。衛生上重大な事態では、必要な改善措置に加えて使用停止・制限まで可能です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0119 事業登録制度・行政監督 > 報告・立入検査・改善命令 | 難易度：応用

国または地方公共団体の公用・公共用に供される特定建築物に関する建築物衛生法上の特例として、最も適切なものはどれか。

ア．一般の特定建築物に対する法第11条・第12条の仕組みとは異なり、都道府県知事は必要に応じて関係機関の長等に説明・資料提出を求め、衛生上著しく不適当な事態があれば必要な措置を勧告できる。

イ．国・地方公共団体の建築物には、建築物衛生法の衛生管理上の考え方が一切及ばない。

ウ．都道府県知事は国の建築物の所有権を強制取得できる。

エ．公用・公共用建築物では、衛生上重大な問題があっても行政間の連絡や勧告は一切できない。

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。法第13条は、公用・公共用の特定建築物について法第11条・第12条をそのまま適用せず、説明・資料提出の要求や、必要な改善措置を採るよう勧告する仕組みを設けています。

イ：誤り。公用・公共用建築物にも衛生確保の必要性はあり、法第13条に特例的な監督手続があります。

ウ：誤り。法第13条は所有権の強制取得を定めていません。

エ：誤り。衛生上著しく不適当な事態がある場合には、関係機関へ必要な措置を勧告できます。

総合解説：公用・公共用の特定建築物では、一般の民間特定建築物と同じ立入・改善命令ではなく、行政機関間の説明要求・資料提出・勧告という特例が置かれています。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0120 事業登録制度・行政監督 > 報告・立入検査・改善命令 | 難易度：応用

建築物衛生法上の行政措置の対応関係として、最も適切なものはどれか。

ア．特定建築物の衛生問題―登録取消しだけ／登録営業所の基準不適合―建築物の使用停止だけ／指定団体―監督制度なし

イ．特定建築物の著しい衛生上の不適切状態―都道府県知事による改善命令等／登録営業所の登録基準不適合―都道府県知事による登録取消し／指定団体の業務運営上の問題―厚生労働大臣による改善命令

ウ．特定建築物の衛生問題―水道事業認可／登録営業所の基準不適合―建築確認／指定団体―消防設備点検

エ．三者のいずれについても、行政上の報告・検査・命令・取消し等の制度は設けられていない。

答え・解説 正答：イ

ア：誤り。それぞれの対象主体に応じた行政措置が逆転・欠落しています。

イ：正しい。対象主体ごとに、特定建築物には法第12条の改善命令等、登録営業所には法第12条の4の登録取消し、指定団体には法第12条の7の改善命令が対応します。

ウ：誤り。水道事業認可・建築確認・消防設備点検はいずれもここで示した建築物衛生法上の行政措置とは異なります。

エ：誤り。建築物衛生法には対象主体ごとに監督措置が明記されています。

総合解説：同じ『改善』『監督』という語でも、対象が特定建築物、登録営業所、指定団体のどれかで条文と措置が異なります。主体・権限者・措置を三点セットで整理します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0121 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：基礎

2026年4月1日施行の改正を反映した水道水の水質基準項目数として正しいものはどれか。

- ア. 50項目であり、PFOS・PFOA追加後も項目数は変わらない。
- イ. 51項目であり、2026年4月1日施行前の項目数をそのまま用いる。
- ウ. 52項目であり、PFOS及びPFOAの追加を反映した現行項目数である。
- エ. 60項目であり、水質管理目標設定項目等も水質基準項目に合算する。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。2026年4月1日以降の現行基準は50項目ではありません。
- イ：誤り。51項目は改正前の情報であり、2026年4月1日施行後は52項目です。
- ウ：正しい。2026年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準項目に追加され、水質基準は52項目となっています。
- エ：誤り。現行の水質基準は60項目ではありません。

総合解説：法令・制度問題では基準時点が重要です。2026年度向け問題では、PFOS・PFOA追加後の52項目を基準にします。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0122 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：基礎

2026年4月1日から水質基準に追加されたPFOS及びPFOAの基準値として正しいものはどれか。

- ア. PFOSとPFOAの合算値で0.05 mg/L以下
- イ. PFOS単独で5 mg/L以下とし、PFOAは基準対象外
- ウ. PFOSとPFOAは水質基準項目ではなく、2026年以降も目標値のみである
- エ. PFOSとPFOAの合算値で0.00005 mg/L以下

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。0.05 mg/Lでは基準値より1000倍大きく、現行基準と一致しません。
- イ：誤り。PFOSとPFOAは合算で評価され、PFOAも対象です。
- ウ：誤り。2026年4月1日から水質基準項目に位置付けられています。
- エ：正しい。PFOS及びPFOAは、合算値で0.00005 mg/L（50 ng/L）以下が水質基準です。

総合解説：単位換算にも注意します。0.00005 mg/Lは50 ng/Lです。旧制度の『水質管理目標設定項目』としての扱いだけを覚えていると誤答します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0123 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：基礎

水道法における水質基準について、正しいものはどれか。

- ア. 水道により供給される水は、水道法に基づく水質基準に適合することが求められる。
- イ. 水質基準は建築物ごとに所有者が自由に設定する。
- ウ. 水質基準は飲料水には適用されず、排水だけを対象とする。
- エ. 水質基準はすべて自治体の任意基準であり、国の法令上の基準は存在しない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。水道法は供給される水が満たすべき水質要件を定め、具体的な基準値は関係省令等で定められています。
- イ：誤り。水質基準は法令に基づく基準であり、建築物所有者が自由に決めるものではありません。
- ウ：誤り。水道水の安全確保のための基準であり、排水だけを対象とする制度ではありません。
- エ：誤り。国の法令に基づく水質基準が定められています。

総合解説：水道法は水道水の安全性を確保する基本法です。建築物衛生法上の飲料水管理と、水道法上の水質基準を関連付けて理解します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0124 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：標準

水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量が12 m<sup>3</sup>である施設について、他の除外条件に該当しない場合、水道法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 受水槽が100 m<sup>3</sup>未満なので簡易専用水道には該当しない。
- イ. 簡易専用水道に該当する。
- ウ. 地下水を使用していないため、簡易専用水道には絶対に該当しない。
- エ. 受水槽容量に関係なく、すべて専用水道となる。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。簡易専用水道の容量基準は100 m<sup>3</sup>ではなく、受水槽の有効容量10 m<sup>3</sup>を基準として判断します。
- イ：正しい。水道事業から供給される水のみを水源とする貯水槽水道で、受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を超えるものは、他の要件を満たせば簡易専用水道に該当します。
- ウ：誤り。むしろ簡易専用水道は、水道事業から供給される水のみを水源とする施設が対象です。
- エ：誤り。簡易専用水道と専用水道は別の制度であり、受水槽容量だけで一律に専用水道となるものではありません。

総合解説：簡易専用水道の基本判定では『水道から供給される水のみ』と『受水槽有効容量10 m<sup>3</sup>超』を押さえます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0125 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：標準

簡易専用水道の管理における水槽の清掃について、正しいものはどれか。

- ア. 5年に1回だけ行えばよい。
- イ. 汚れが肉眼で見えた場合だけ行えばよく、定期清掃は不要である。
- ウ. 1年以内ごとに1回、定期に行う。
- エ. 水槽清掃は法律上禁止されている。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。5年に1回では管理基準を満たしません。
- イ：誤り。異常の有無にかかわらず定期清掃が必要です。
- ウ：正しい。簡易専用水道では、水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うことが管理基準として定められています。
- エ：誤り。水槽清掃は衛生確保のために必要な管理行為です。

総合解説：『少なくとも年1回』という周期は建築物衛生管理でも重要な数字です。日常点検と定期清掃を分けて覚えます。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0126 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：標準

簡易専用水道の給水栓で、通常と異なる著しい濁りと異臭が確認された。管理者の初動として最も適切なものはどれか。

- ア. 異常があっても次回の年次清掃まで何もしない。
- イ. 臭いだけなら水質とは無関係なので必ず放置する。
- ウ. 水質検査をせずに記録を廃棄する。
- エ. 必要な水質項目について検査を行い、原因を確認する。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。異常を認めた場合は年次清掃を待たず、必要な確認・検査を行います。
- イ：誤り。臭気や味の異常も水質異常の兆候として扱います。
- ウ：誤り。異常時には適切な検査・対応と記録が重要です。
- エ：正しい。水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めた場合には、必要な項目について水質検査を行うことが求められます。

総合解説：定期管理だけでなく異常時対応が重要です。外観・臭気・味等の異常は、水質検査を行う契機になります。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0127 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：標準

簡易専用水道の水が人の健康を害するおそれがあることが判明した場合の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。
- イ. 水質異常を公表せず、通常どおり給水を続ける。
- ウ. 次回の定期検査まで最低1年間は給水を継続する。
- エ. 飲用者に知らせず、消臭剤だけを投入して給水を続ける。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、関係者へ危険を周知することが求められます。
- イ：誤り。健康被害のおそれがある状況で通常給水を継続するのは適切ではありません。
- ウ：誤り。緊急性があるため、定期検査まで待つことはできません。
- エ：誤り。関係者への周知と給水停止が必要で、消臭だけで代替できません。

総合解説：異常時対応では『検査』と『健康被害のおそれがある場合の直ちに給水停止・周知』を段階的に整理します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0128 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：標準

簡易専用水道の設置者が受ける定期検査について、正しいものはどれか。

- ア. 設置後は一度も外部検査を受ける必要がない。
- イ. 法令に基づき、地方公共団体の機関または登録を受けた検査機関による検査を定期に受ける。
- ウ. 検査は建築物の利用者が任意に行うアンケートだけで代替できる。
- エ. 検査機関の登録制度は存在せず、どの事業者でも無条件に法定検査を実施できる。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。簡易専用水道には定期検査制度があります。
- イ：正しい。簡易専用水道の設置者には、その管理について法定の定期検査を受ける義務があります。
- ウ：誤り。法定検査を利用者アンケートだけで代替することはできません。
- エ：誤り。法定検査を行う登録検査機関について登録制度が設けられています。

総合解説：簡易専用水道は、設置者自身の管理に加え、第三者による定期検査を組み合わせる衛生を確保する制度です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0129 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：応用

受水槽有効容量15 m<sup>3</sup>の簡易専用水道で、設置者が『水槽は3年ごとに清掃し、異臭が出ても給水は止めない』という管理計画を作成した。評価として正しいものはどれか。

- ア. 適切である。15 m<sup>3</sup>なら水槽清掃は3年ごとでよい。
- イ. 適切である。簡易専用水道では異常時も給水停止は認められない。
- ウ. 不適切である。水槽は1年以内ごとに1回清掃し、健康を害するおそれがある場合は直ちに給水停止・周知が必要である。
- エ. 不適切だが、理由は受水槽が15 m<sup>3</sup>では簡易専用水道に該当しないからである。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。水槽清掃は1年以内ごとに1回が基準です。
- イ：誤り。健康を害するおそれがある場合は、給水停止が必要です。
- ウ：正しい。簡易専用水道の管理では年1回以上の水槽清掃が必要で、健康を害するおそれがある水は直ちに給水停止・周知が必要です。
- エ：誤り。水道から供給される水のみを水源とし、受水槽有効容量が10 m<sup>3</sup>を超える15 m<sup>3</sup>であれば、他の除外条件がなければ簡易専用水道に該当します。

総合解説：容量判定、定期清掃、異常時対応を一つの事例で統合して判断できることが実務的な試験対策になります。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0130 関係法令 > 水道法・水質関係法令 | 難易度：応用

2026年度の建築物環境衛生管理技術者試験対策として、水道水質基準を整理する際の記述として最も適切なものはどれか。

- ア. 2026年4月以降も51項目で固定され、PFOS・PFOAの改正は無視する。
- イ. PFOS・PFOAは水道水に関係しないため、法令改正の確認は不要である。
- ウ. 水質基準の項目数は法令改正にかかわらず永久に変わらない。
- エ. 2026年4月1日施行の改正を反映し、PFOS・PFOAを含む52項目を現行基準として扱う。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。51項目は改正前の情報です。
- イ：誤り。PFOS・PFOAは2026年4月1日から水質基準項目となっています。
- ウ：誤り。水質基準は科学的知見や制度改正により変更されるため、基準日確認が必要です。
- エ：正しい。2026年4月1日からPFOS・PFOAが水質基準に追加され、現行の水質基準は52項目です。

総合解説：資格問題では旧教材の数値をそのまま使うと誤りになります。法令改正日と試験基準日を確認して出題することが重要です。  
対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0131 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：基礎

廃棄物処理法上の一般廃棄物について、正しい説明はどれか。

- ア. 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- イ. 事業活動から生じた廃棄物はすべて一般廃棄物である。
- ウ. 家庭から生じた廃棄物はすべて産業廃棄物である。
- エ. 有価物を含め、すべての物品を一律に一般廃棄物と呼ぶ。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。廃棄物処理法では、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されます。
- イ：誤り。事業活動から生じてても、法定の産業廃棄物に該当するものと、事業系一般廃棄物となるものがあります。
- ウ：誤り。家庭系廃棄物は通常一般廃棄物であり、すべて産業廃棄物になるわけではありません。
- エ：誤り。廃棄物該当性は法令上の定義や物の性状・取引価値等を踏まえて判断されます。

総合解説：『事業から出た＝すべて産業廃棄物』ではありません。まず産業廃棄物の法定区分に該当するかを確認し、それ以外は一般廃棄物として扱われます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0132 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：基礎

事業活動に伴って生じた廃棄物に関する事業者の基本的責務として正しいものはどれか。

- ア. 廃棄物が発生した瞬間に、すべての責任が自動的に市町村へ移る。
- イ. 自らの責任において適正に処理する責務を負う。
- ウ. 処理業者へ連絡した時点で、処理が完了していなくても一切の責任が消える。
- エ. 事業者には廃棄物の適正処理に関する責務はない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。事業系廃棄物について排出事業者の責任がなくなるわけではありません。
- イ：正しい。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが基本です。
- ウ：誤り。委託しても排出事業者責任は残ります。
- エ：誤り。廃棄物処理法は事業者に適正処理等の責務を課しています。

総合解説：ビル管理では清掃・設備保守に伴い多様な廃棄物が生じます。排出事業者として適正処理を確保する責任を理解する必要があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0133 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：基礎

廃棄物処理法の趣旨に照らした事業者の取組として、最も適切なものはどれか。

- ア. 分別可能な廃棄物もすべて混合し、再生利用の可能性をなくす。
- イ. 廃棄物の発生量を増やすこと自体を法的な目標とする。
- ウ. 事業活動に伴う廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
- エ. 廃棄物の減量は家庭だけの責務であり、事業者には無関係である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。混合によって再生利用を妨げることは、減量・資源化の考え方に反します。
- イ：誤り。廃棄物の減量を図る方向が法の趣旨です。
- ウ：正しい。事業者には、廃棄物の再生利用等によって減量に努めることが求められています。
- エ：誤り。事業者にも廃棄物の減量・適正処理に関する責務があります。

総合解説：適正処理だけでなく、発生抑制・分別・再生利用の視点もビル管理の廃棄物管理では重要です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0134 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：標準

産業廃棄物の処理を許可業者へ委託した場合の排出事業者責任について、正しいものはどれか。

- ア. 契約書に署名した瞬間に、最終処分までの責任が完全に消滅する。
- イ. 許可業者に委託すれば、マニフェスト等による処理確認は一切不要である。
- ウ. 委託後の不適正処理は、排出事業者には常に無関係である。
- エ. 委託しただけで責任が消えるわけではなく、適正処理が確保されるよう必要な措置を講じる責任が残る。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。委託契約だけで排出事業者責任が消えるわけではありません。
- イ：誤り。適正処理の確認にはマニフェスト制度等が重要な役割を果たします。
- ウ：誤り。排出事業者には委託先を通じた適正処理確保の責任があります。
- エ：正しい。産業廃棄物の処理を委託しても排出事業者責任は残り、適正処理を確認することが重要です。

総合解説：『委託＝責任移転』と考えるのは誤りです。処理業者の許可確認、適切な委託契約、マニフェスト等を通じて最終処分までの流れを確認します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0135 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：標準

オフィスから事業活動に伴って排出された廃棄物について、廃棄物処理法上の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．事業活動由来であっても、法定の産業廃棄物に該当しないものは事業系一般廃棄物となり得る。
- イ．事業活動から出たものは材質や種類に関係なく必ず産業廃棄物である。
- ウ．事業活動から出たものはすべて家庭系一般廃棄物である。
- エ．事業系一般廃棄物という考え方は存在しない。

答え・解説 正答：ア

ア：正しい。事業活動から生じる廃棄物でも、産業廃棄物として法定された種類・条件に該当しなければ一般廃棄物に区分されます。

イ：誤り。事業活動由来という理由だけで一律に産業廃棄物になるわけではありません。

ウ：誤り。事業由来の一般廃棄物は家庭系一般廃棄物とは区別して扱われます。

エ：誤り。実務上、事業系一般廃棄物という区分は重要です。

総合解説：廃棄物区分は『排出場所』だけでなく、法定の廃棄物種類と業種要件等を確認して判断します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0136 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：標準

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の主な目的として最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の空気環境測定値を記録する。
- イ．委託した産業廃棄物の処理の流れを把握し、適正に処理されたことを確認する。
- ウ．消防用設備の作動試験結果だけを記録する。
- エ．水道水の残留塩素濃度を自動計算する。

答え・解説 正答：イ

ア：誤り。空気環境測定の実施記録制度ではありません。

イ：正しい。マニフェストは、排出事業者が委託した産業廃棄物の収集運搬・処分の流れを把握し、適正処理を確認するための制度です。

ウ：誤り。消防用設備点検報告とは別制度です。

エ：誤り。水質管理用の帳票ではありません。

総合解説：マニフェストは排出事業者責任を実効化する重要な仕組みです。廃棄物の引渡し後も処理完了を確認します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0137 関係法令＞廃棄物処理法等 | 難易度：標準

ビルから発生した産業廃棄物の処理を外部委託する際、排出事業者が行うべき対応として適切なものはどれか。

- ア. 価格が安ければ、許可の有無や範囲を確認しなくてよい。
- イ. 委託先が自称するだけで、許可証等を確認する必要は一切ない。
- ウ. 委託先が対象となる産業廃棄物の収集運搬・処分に必要な許可を有し、その許可範囲が委託内容に合っているか確認する。
- エ. 許可範囲外の廃棄物でも、口頭合意があれば必ず委託できる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。価格だけでなく法令上の許可と処理能力を確認する必要があります。
- イ：誤り。排出事業者は適正処理確保のため許可内容等を確認すべきです。
- ウ：正しい。適正な委託のためには、処理業者が必要な許可を有し、廃棄物の種類や処理方法が許可範囲に含まれるか確認する必要があります。
- エ：誤り。許可範囲外の処理を口頭合意だけで適法化することはできません。

総合解説：委託契約では『誰に』『何を』『どの方法で』処理させるかを許可内容と照合します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0138 関係法令＞廃棄物処理法等 | 難易度：標準

建築物内の廃棄物管理として、廃棄物処理法の趣旨に照らして最も適切なものはどれか。

- ア. 可燃・不燃・有害性の有無に関係なく、すべて同じ容器に混合する。
- イ. 処理方法が未定でも、避難経路上に長期間積み上げる。
- ウ. 廃棄物の種類を確認せず、無許可業者へ一括で引き渡す。
- エ. 廃棄物の種類に応じて分別し、飛散・流出や悪臭等を防ぐよう適切に保管し、適正な処理ルートへ引き渡す。

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。混合は再生利用や適正処理を妨げ、廃棄物の性状によっては安全上の問題も生じます。
- イ：誤り。避難経路を塞ぐ保管は防災上も不適切で、廃棄物の適正保管とはいえません。
- ウ：誤り。委託先の許可確認は排出事業者の重要な責任です。
- エ：正しい。分別・適切な保管・適法な処理委託は、廃棄物を適正に管理する基本です。

総合解説：建築物衛生管理技術者には、法令区分だけでなく、分別・保管・搬出という日常管理の流れを適切に判断する力が求められます。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0139 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：応用

排出事業者が産業廃棄物を処理業者へ委託した後の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 委託先任せにせず、マニフェスト等を利用して最終処分まで適正に処理されたことを確認する。
- イ. 収集運搬業者へ渡した時点で、処理の行方を確認してはならない。
- ウ. 最終処分の確認は法の趣旨に反するため行わない。
- エ. 不適正処理の情報を得ても、委託済みであることを理由に何もしない。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。排出事業者は、委託後も適正処理が確保されるよう処理状況を確認する必要があります。
- イ：誤り。引渡し後の処理状況確認は排出事業者責任の重要な部分です。
- ウ：誤り。最終処分まで適正処理を確認することが求められる方向です。
- エ：誤り。不適正処理のおそれを認識した場合は、必要な確認や是正措置を検討すべきです。

総合解説：排出事業者責任は廃棄物の引渡し時点で終わりません。最終処分まで追跡・確認することが不法投棄等の防止につながります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0140 関係法令 > 廃棄物処理法等 | 難易度：応用

一般廃棄物と産業廃棄物の処理体系について、基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア. 一般廃棄物も産業廃棄物も、すべて国が直接収集する。
- イ. 一般廃棄物は市町村の処理責任を中心とする一方、産業廃棄物は排出事業者の処理責任が基本となる。
- ウ. 産業廃棄物は家庭の個人だけが処理責任を負う。
- エ. 一般廃棄物には市町村は一切関与せず、産業廃棄物はすべて市町村が処理する。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。国がすべての廃棄物を直接収集する制度ではありません。
- イ：正しい。一般廃棄物処理は市町村を中心とし、産業廃棄物は排出事業者責任を基本とする体系です。
- ウ：誤り。産業廃棄物は事業活動に伴って生じる法定の廃棄物で、排出事業者が基本的責任を負います。
- エ：誤り。一般廃棄物には市町村の処理責任があり、産業廃棄物は排出事業者責任が基本です。

総合解説：廃棄物処理法の全体像は、一般廃棄物と産業廃棄物で責任主体が異なる点から整理すると理解しやすくなります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0141 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：基礎

建築基準法第12条に基づく定期報告制度について、正しいものはどれか。

- ア. 建築物の所有権移転だけを登記する制度である。
- イ. 水道水の水質基準を設定する制度である。
- ウ. 一定の建築物等について、定期に調査・検査を行い、その結果を特定行政庁へ報告する制度である。
- エ. 廃棄物処理業者の許可だけを行う制度である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。所有権移転登記は不動産登記制度の領域です。
- イ：誤り。水道水の水質基準は水道関係法令の領域です。
- ウ：正しい。定期報告制度は、建築物等の安全性を継続的に確保するため、定期調査・検査と特定行政庁への報告を求める制度です。
- エ：誤り。廃棄物処理業の許可は廃棄物処理法の領域です。

総合解説：ビル管理では建築物衛生法だけでなく、建物自体の安全維持を目的とする建築基準法の定期報告制度も理解する必要があります。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0142 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：基礎

建築基準法の定期報告制度の対象となり得るものとして、最も適切な組合せはどれか。

- ア. 飲料水水質基準項目だけ
- イ. 産業廃棄物管理票だけ
- ウ. 建築物衛生法の登録業者の売上高だけ
- エ. 特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機等

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。水質基準は水道関係法令の制度です。
- イ：誤り。産業廃棄物管理票は廃棄物処理法の制度です。
- ウ：誤り。売上高を報告する制度ではありません。
- エ：正しい。定期報告制度は、対象となる建築物のほか、建築設備、防火設備、昇降機等を含みます。

総合解説：対象は建物本体だけではなく、設備・防火・昇降機など、維持保全上重要な対象ごとに定期調査・検査制度が設けられています。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0143 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：基礎

建築基準法に基づく定期調査・検査を行う者について、正しいものはどれか。

- ア. 一級建築士・二級建築士や、対象に応じた国の資格者など、法令で定められた資格者が行う。
- イ. 建築物の利用者であれば資格に関係なく法定調査を行える。
- ウ. 清掃作業従事者であれば自動的にすべての定期検査資格を持つ。
- エ. 資格者制度は存在せず、無資格者だけが実施できる。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。定期調査・検査は建築士や特定建築物調査員等、対象に応じた資格者が実施します。
- イ：誤り。法定の定期調査・検査には資格要件があります。
- ウ：誤り。清掃作業への従事だけで建築基準法上のすべての検査資格が付与されるわけではありません。
- エ：誤り。定期調査・検査には資格者制度があります。

総合解説：建築物環境衛生管理技術者と建築基準法上の定期調査・検査資格者は別制度です。資格の役割を混同しないことが重要です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0144 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：標準

消防法上の防火管理について、正しいものはどれか。

- ア. 建築物環境衛生管理技術者を選任すれば、防火管理者の選任は常に不要になる。
- イ. 一定の防火対象物では、管理について権原を有する者が防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせる。
- ウ. 防火管理者は消防署長がすべての建物へ自動的に派遣する。
- エ. 防火管理者は水道水の水質検査だけを担当する。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。建築物環境衛生管理技術者と防火管理者は根拠法令・役割が異なります。
- イ：正しい。防火管理者は、管理権原者から選任され、消防計画の作成や訓練等の防火管理業務を担います。
- ウ：誤り。防火管理者は管理権原者が法令に基づき選任します。
- エ：誤り。水質検査は防火管理者の本来業務ではありません。

総合解説：同じビルで複数の法定選任者が必要になることがあります。衛生管理、防火管理、安全衛生管理をそれぞれの法令で区別します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0145 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：標準

消防用設備等の点検報告制度について、正しいものはどれか。

- ア. 消防用設備は設置後、一度も点検する必要がない。
- イ. 消防用設備の点検結果は建築物の利用者個人だけに報告し、消防機関には報告しない。
- ウ. 消防用設備等を定期に点検し、その結果を所轄消防機関へ報告する制度がある。
- エ. 消防用設備の点検制度は水道法に基づく制度である。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。消防用設備等は機能を維持するため定期点検が必要です。
- イ：誤り。法令に基づき所轄消防機関への点検結果報告が必要です。
- ウ：正しい。消防用設備等には定期点検と点検結果報告の制度があります。
- エ：誤り。消防用設備等点検は消防法に基づく制度です。

総合解説：設備は『設置しただけ』では安全性を維持できません。点検・報告を継続することが消防法上の重要な維持管理です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0146 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：標準

消防用設備等の点検の標準的な周期として、正しい組合せはどれか。

- ア. 機器点検は10年ごと、総合点検は20年ごと
- イ. 機器点検は毎日、総合点検は100年ごと
- ウ. 機器点検も総合点検も一切不要
- エ. 機器点検は6か月ごと、総合点検は1年ごと

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。点検周期として長すぎ、法令上の制度と一致しません。
- イ：誤り。この組合せは法令上の標準周期ではありません。
- ウ：誤り。消防用設備等には定期点検制度があります。
- エ：正しい。消防用設備等では、機器点検を6か月ごと、総合点検を1年ごとに行うのが基本です。

総合解説：『6か月・1年』は消防用設備等点検の基本数字です。点検結果の報告周期とは別論点なので区別します。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0147 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：標準

労働安全衛生法上の衛生管理者について、正しいものはどれか。

- ア．一定規模・業種等の事業場で選任され、労働者の衛生に関する技術的事項の管理を担当する。
- イ．すべての家庭で必ず選任する。
- ウ．建築基準法上の建築確認を専属業務として行う。
- エ．廃棄物処理業の許可を発行する行政職員である。

答え・解説 正答：ア

- ア：正しい。衛生管理者は事業場の安全衛生管理体制の一部として、衛生に係る技術的事項を管理します。
- イ：誤り。衛生管理者は事業場における労働安全衛生法上の制度です。
- ウ：誤り。建築確認は建築基準法の制度で、衛生管理者の専属業務ではありません。
- エ：誤り。衛生管理者は事業場内の選任者であり、行政の許可発行者ではありません。

総合解説：『建築物環境衛生管理技術者』と『衛生管理者』は名称が似ていますが、前者は建築物衛生法、後者は労働安全衛生法に基づく別制度です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0148 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：標準

労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理について、事業者の対応として適切なものはどれか。

- ア．労働者の健康診断は事業者が実施してはならない。
- イ．法令で定めるところにより労働者に健康診断を実施し、その結果に基づく措置等を行う。
- ウ．健康診断制度は建築物利用者だけを対象とし、労働者は対象外である。
- エ．健康診断結果は一切記録してはならない。

答え・解説 正答：イ

- ア：誤り。事業者には法定健康診断の実施義務があります。
- イ：正しい。労働安全衛生法は事業者に健康診断の実施等を求めています。
- ウ：誤り。労働安全衛生法上の健康診断は労働者の健康確保を目的とします。
- エ：誤り。健康診断結果については法令に基づく記録・保存等が必要です。

総合解説：建築物衛生管理が建物利用者の衛生確保を中心とする一方、労働安全衛生法はそこで働く労働者の安全・健康確保を対象とします。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0149 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：応用

法令で作業主任者の選任が必要とされる危険・有害な作業を事業場で行う場合の対応として、労働安全衛生法上適切なものはどれか。

- ア．作業主任者は選任せず、経験の有無にかかわらず誰でも自由に指揮させる。
- イ．作業主任者制度は消防法だけの制度なので、労働安全衛生法には存在しない。
- ウ．法令で定める資格を有する者の中から作業主任者を選任し、その作業を指揮させる。
- エ．建築物環境衛生管理技術者を置けば、すべての危険作業について作業主任者の選任が自動的に免除される。

答え・解説 正答：ウ

- ア：誤り。対象作業では法定資格を満たす作業主任者の選任が必要です。
- イ：誤り。作業主任者は労働安全衛生法上の制度です。
- ウ：正しい。政令で定める危険・有害作業では、資格を有する者から作業主任者を選任して作業を指揮させる制度があります。
- エ：誤り。建築物環境衛生管理技術者の選任によって、他法令上必要な作業主任者が一律免除されるわけではありません。

総合解説：設備保守・清掃では危険有害作業を伴うことがあります。資格ごとの役割を越えて『一人選任すれば全部代替できる』という考え方は誤りです。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0150 関係法令 > 建築・消防・労働安全等の関連法令 | 難易度：応用

建築物の維持管理に関する法令と制度の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア．建築基準法―産業廃棄物マニフェスト／消防法―水質基準52項目／労働安全衛生法―簡易専用水道検査
- イ．建築基準法―PFOS・PFOA基準／消防法―廃棄物処理業許可／労働安全衛生法―建築確認
- ウ．建築基準法―防火管理者選任だけ／消防法―建築物清掃業登録／労働安全衛生法―水道事業認可
- エ．建築基準法―定期報告／消防法―防火管理・消防用設備等点検／労働安全衛生法―衛生管理者・健康診断等

答え・解説 正答：エ

- ア：誤り。各制度の根拠法令が入れ替わっています。マニフェストは廃棄物処理法、水質基準・簡易専用水道は水道法関係です。
- イ：誤り。PFOS・PFOA基準は水道関係法令、廃棄物処理業許可は廃棄物処理法、建築確認は建築基準法の制度です。
- ウ：誤り。防火管理者は消防法、建築物清掃業登録は建築物衛生法、水道事業認可は水道法の制度です。
- エ：正しい。建築基準法は建築物等の安全維持、消防法は火災予防・消防設備、労働安全衛生法は労働者の安全・健康管理をそれぞれ担います。

総合解説：建築物環境衛生管理技術者は複数法令が交差する実務を扱います。制度名だけでなく『どの法令が何を守るのか』を対応付けて理解することが重要です。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04